

平成 1 9 年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成 1 9 年 8 月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第7条の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画(平成17年1月4日決定。平成18年9月13日最終改定)に基づき、本年度実施した事前評価の結果をとりまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成19年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 施設の整備	
	甲府法務総合庁舎新営工事	4
	(甲府法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	岡山法務総合庁舎新営工事	10
	(岡山法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	さいたま第2法務総合庁舎新営工事	16
	(さいたま第2法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	富士法務総合庁舎新営工事	23
	(富士法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	仙台第3法務総合庁舎新営工事	31
	(仙台第3法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	高崎法務総合庁舎新営工事	38
	(高崎法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	

高知法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

（高知法務総合庁舎新営工事事業評価資料）

熊谷拘置支所新営工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

（熊谷拘置支所新営工事事業評価資料）

八日市場拘置支所新営工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

（八日市場拘置支所新営工事事業評価資料）

（2）法務に関する調査研究

飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究・ 69

（参考資料）

法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価の概要」

政策体系

基本政策

政策

施策

基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事後監視型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後監視・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 裁判員制度の啓発推進（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(5) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

(1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公

共の福祉を図る。)

- (1) 適正迅速な検察権の行使(刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営(検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 矯正処遇の適正な実施(被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備(研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進(過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

6 更生保護活動の適切な実施(犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) 保護観察対象者等の改善更生(更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)
- (2) 犯罪予防活動の助長(犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (3) 医療観察対象者の社会復帰(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようにする。)

7 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施(破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。)

- (1) 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施(破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。)

8 団体の規制処分の適正な審査・決定(公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定(破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。)

国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護(経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。)

- (1) 登記事務の適正円滑な処理(登記に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより取引の安全と円滑に寄与する。)

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理(国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し,これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。)

(3) 債権管理回収業の審査監督(債権回収会社について必要な規制を行うことにより,債権管理回収行為等の適正を図る。)

10 人権の擁護(国民の人権の擁護を積極的に行う。)

(1) 人権の擁護(人権の擁護に関する施策を総合的に推進し,もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。)

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理(国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して,統一に対処し適正な調和を図る。)

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理(国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより,国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。)

出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理(我が国社会にとって好ましくない外国人の排除を図るとともに,出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。)

(1) 好ましくない外国人の排除(平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ,我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。)

(2) 外国人の円滑な受入れ(我が国の国際協調と国際交流を増進し,我が国社会の健全な発展を目指す。)

法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力(外国関係機関との連携等を通じて,法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。)

(1) 法務行政の国際化への対応(国際化する法務行政の円滑な運営を図る。)

(2) 法務行政における国際協力の推進(法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより,国際協力に貢献する。)

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営(説明責任の履行,透明性の確保,人的物的体制の整備確立等を通じて,法務行政を円滑かつ効率的に運営する。)

(1) 法務行政に対する理解の促進(法務行政を国民に開かれた存在にし,その理解の促進を図る。)

(2) 施設の整備(司法制度改革等の新たな行政需要や,治安の悪化による事件数の急増などを起因とする狭あい化や,長期間の使用による老朽化した施設の整備を行う。)

(3) 法務行政の情報化(国民の利便性,行政サービスの向上を図るため,法務行政手続の情報化を推進するとともに,法務省で運用する情報システムについて,政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り,業務及び情報システムの効率化を推進する。)

(4) 職員の多様性及び能力の確保(社会経済情勢の変動に適切に対応するため 職員の多様性を確保し,能力の開発・向上を図る。)

平成 19 年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 8 月

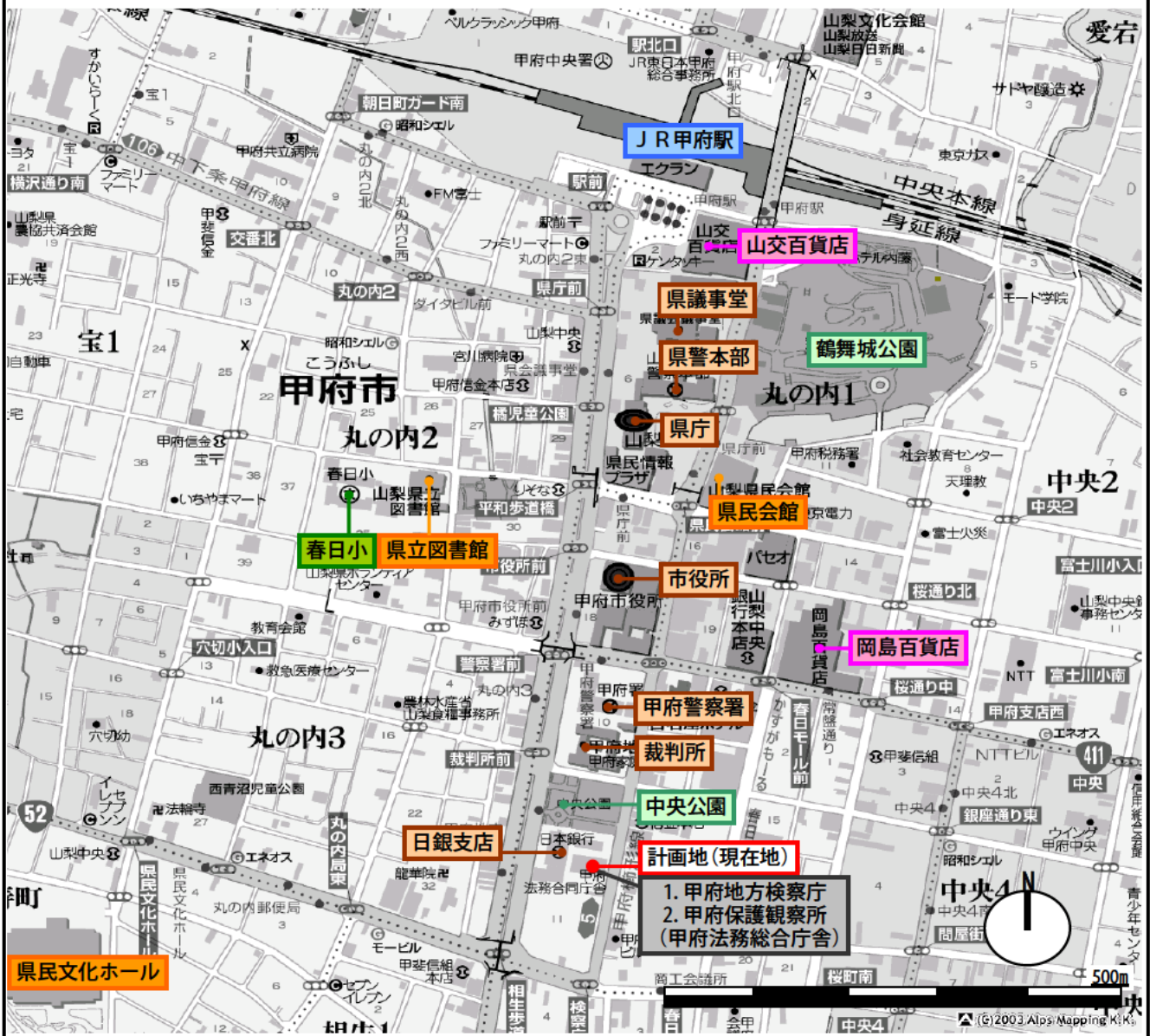
- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（甲府法務総合庁舎新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1．課題・ニーズ 既存施設は、老朽・狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。</p> <p>2．目的・目標 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <p>3．具体的内容 （1）事業場所 山梨県甲府市中央一丁目 11 番 8 号</p> <p>（2）延床面積 7,621 m²</p> <p>（3）入居庁 甲府地方検察庁 甲府保護観察所</p>
評価手法等	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。</p> <p>なお、事業費要求段階（平成 20 年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。</p>
評価の内容	<p>1．事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性：117 点 ・既存庁舎は老朽，狭あいである。</p> <p>2．計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性：133 点 ・現予定地での新営整備は，必要な駐車場も確保でき好立地条件。</p> <p>以上 1，2 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

**甲府法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	甲府地方検察庁	J R 甲府駅より徒歩15分	
2	甲府保護観察所	同上	
3			
4			

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース・情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保 ・情報提供スペースの充実 相談機能の充実 ・被害者支援相談室を充実 ・プライバシーの配慮 ・ホットライン等の充実 バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 駐車場の拡充 ・外部からの視線が届かない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者支援相談室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 ・捜査資料等検討スペースの確保
		付随機能等の充実 ・各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・証拠品受入検討室の充実
		研修機能の充実 ・専用会議室の充実 ・研修室・講師控室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等) ・証拠品受入検討室の設置 ・証拠品閲覧・還付室の設置
	防犯性の向上	被疑者専用経路・待合室等の充実・確保 ・被疑者専用経路の確保 ・被疑者専用待合室の確保

計画理由	内容	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	100
	非木造									
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	7
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)				区画整理等が計画決定済みであるもの	
	地域性上の不調			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの	
衛生条件の不良	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの			施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	
施設の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの			法令による基準以下で新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づく整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画)										10
主要要素										117
従要素										

4 冊業の処正注

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、 公有地等の借用予定、 建設までに用地取得の計画 有り、又は民有地を長期 賃借可能なもの				建設までの用地取得計画 が不明確	敷地未定	1.1
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環 境保全上良好	自然条件の不備を技術的 に解消できる		自然条件が災害防止・環 境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環 境保全上著しい支障があ る	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整 備済み	整備の見込み有り					整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画 との整合性	都市計画・土地利用計画 等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画 等との整合が可能				都市計画等と整合しない	1.1
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる 形状であり、安全・円滑 に出入りできる構造の道路 等に隣接している			敷地が有効に利用できる 形状ではない	安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に隣接して いない		1.0
		建築物の規模	業務内容に応じ、適切な 規模が設定され、敷地の 高度利用について配慮し ている	業務内容に応じ、適切な 規模が設定されている		規模業務内容との関連が 不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な 面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切 な規模となっている	駐車場等の確保に支障が ある					1.0
構造	単独庁舎としての整備条 件		単独庁舎計画としての整 備が適当	単独庁舎計画としての整 備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎 計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎 計画としての整備が必要	1.0
		合同庁舎、法務総合庁舎 としての整備条件	合同庁舎、法務総合庁舎 としての整備条件が適当	合同庁舎、法務総合庁舎 としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎 計画としての整備条件が 整っていない	合同庁舎、法務総合庁舎 計画としての整備条件が 整っていない
	機能性等	適切な構造として計画さ れている	標準的な構造として計画 されている。又は、特殊 な施設で必要な機能等が 満足される計画である		適切な構造として計画さ れていない			標準的な構造が確保でき ないおそれがある。又は、 特殊な施設で必要な 機能が満足されないおそ れがある	1.0
評点（各係数の積×100倍）									133
該当する項目									

平成 19 年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 8 月

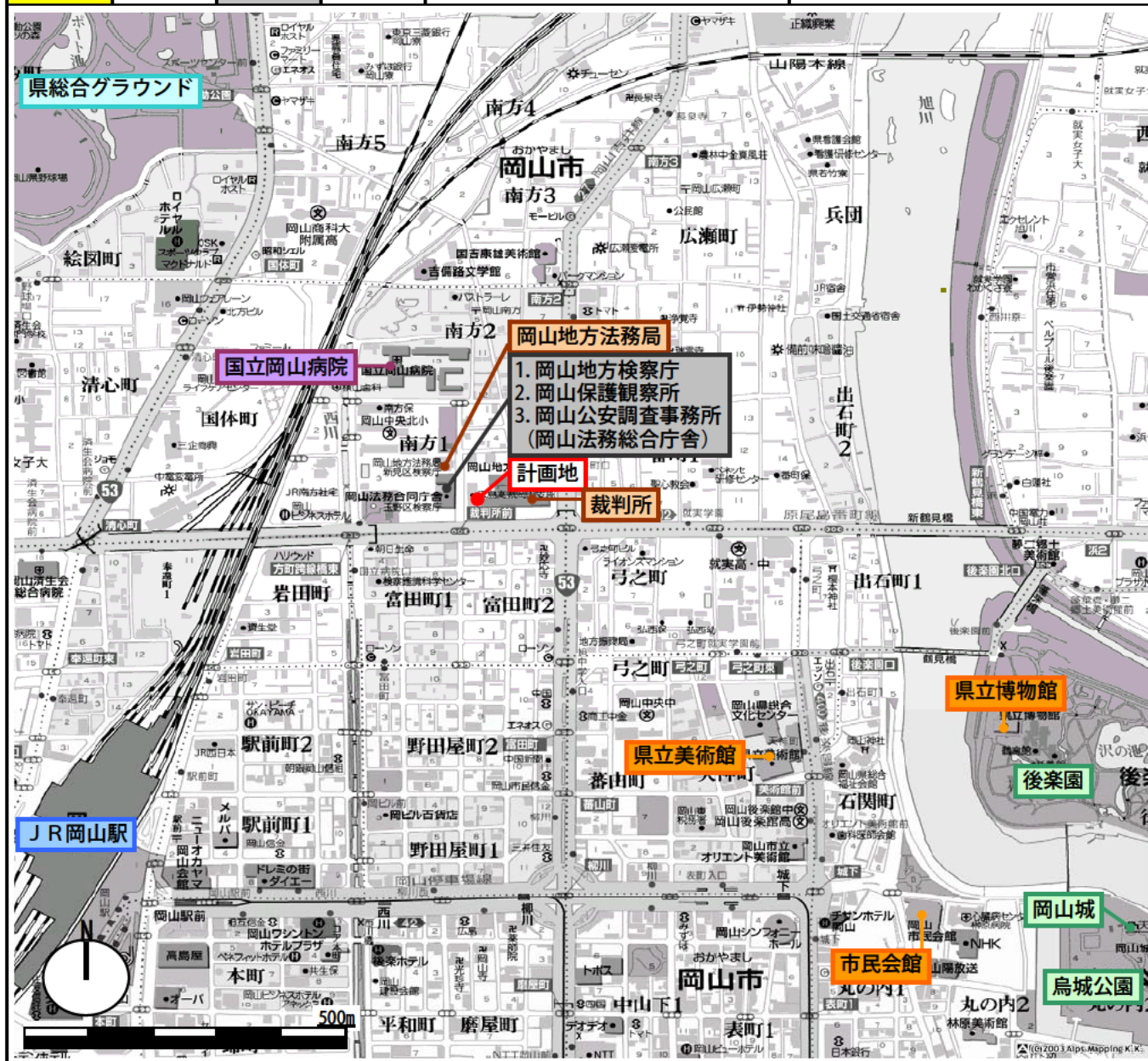
- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（岡山法務総合庁舎新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1. 課題・ニーズ 既存施設は、老朽・狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。</p> <p>2. 目的・目標 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <p>3. 具体的内容 (1) 事業場所 岡山県岡山市南方一丁目 8 番 4 2 号 (2) 延床面積 10,624 m² (3) 入居庁 広島高等検察庁岡山支部 岡山地方検察庁 岡山保護観察所 岡山公安調査事務所</p>
評価手法等	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。</p> <p>なお、事業費要求段階（平成 20 年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。</p>
評価の内容	<p>1. 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性 : 108 点 ・既存庁舎は老朽、狭あいである。</p> <p>2. 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性 : 133 点 ・現予定地での新営整備は、関係官署との交通至便かつ必要な駐車場も確保でき好立地条件。</p> <p>以上 1, 2 より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

**岡山法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	岡山地方検察庁 (高検支部, 地検, 区検)	J R 岡山駅より徒歩 15 分	
2	岡山保護観察所	同上	
3	岡山公安調査事務所	同上	
(計画地)	岡山法務総合庁舎	J R 岡山駅より徒歩 15 分	

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース・情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保 ・情報提供スペースの充実 相談機能の充実 ・被害者支援相談室を充実 ・プライバシーの配慮 ・ホットライン等の充実 パリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部からの視線が届かない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者支援相談室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 ・捜査資料等検討スペースの確保
		付随機能等の充実 ・各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・証拠品受入検討室の充実
		研修機能の充実 ・専用会議室の充実 ・研修室・講師控室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等) ・証拠品受入検討室の設置 ・証拠品閲覧・還付室の設置
	防犯性の向上	被疑者専用経路・待合室等の充実・確保 ・被疑者専用経路の確保 ・被疑者専用待合室の確保

計画理由	内容	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造									
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	8
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市事業施行地計画	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)				区画整理等が計画決定済みであるもの	
	地域性上の不調			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの	
衛生条件の不良	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの			施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	
施設の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの			法令による基準以下で新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づく整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画)										10
主要要素										108
従要素										

4 冊業の処正注

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期賃借可能なもの	1.0			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り					整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない	1.1
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接していない		1.0
規模	建築物の規模		業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.1
		敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当	単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	1.0
構造	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
		機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある			1.0
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">該当する項目</div> 評点（各係数の積×100倍）								
									133

平成 19 年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 8 月

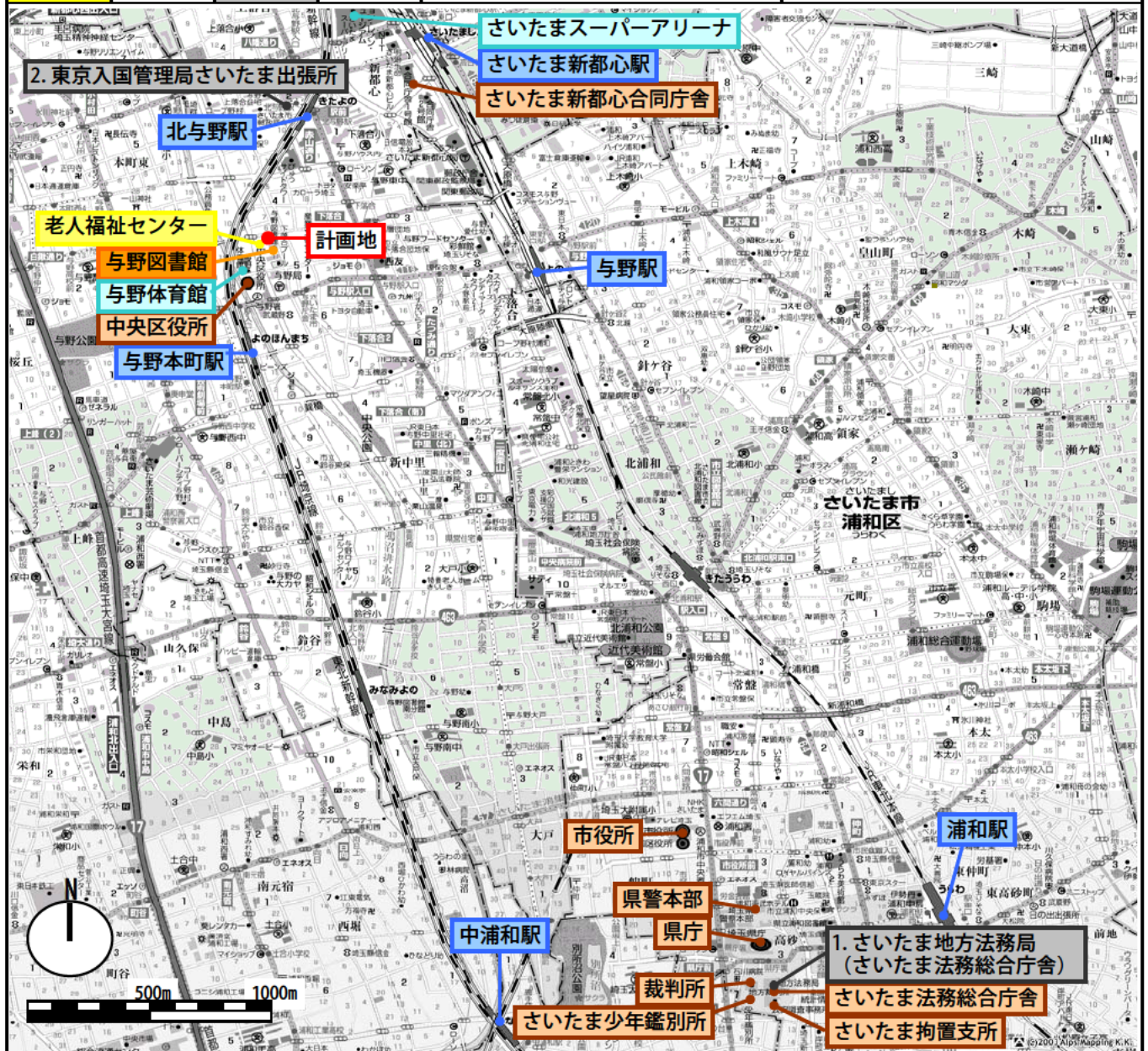
- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（さいたま第 2 法務総合庁舎新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1. 課題・ニーズ 既存施設は、老朽・狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。</p> <p>2. 目的・目標 新営の必要に迫られている法務局及び入国管理局出張所を法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <p>3. 具体的内容 (1) 事業場所 埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目 1 1 2 番地 1 (2) 延床面積 8,724 m² (3) 入居庁 さいたま地方法務局 東京入国管理局さいたま出張所</p>
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。
評価の内容	<p>1. 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性 : 119 点 ・既存庁舎は老朽、狭あいの上、統合受入れ計画あり。</p> <p>2. 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性 : 121 点 ・現予定地での新営整備は、統合により必要な駐車場も確保でき好立地条件。</p> <p>3. 事業の効果（費用対効果（B/C））が 1 以上であること、または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果 : 4.3</p> <p>以上 1～3 より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

**さいたま第2法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	さいたま地方法務局	浦和駅より徒歩10分	
2	東京入国管理局さいたま出張所	北与野駅より徒歩1分	
3			
(計画地)	さいたま第2法務総合庁舎	J R 与野本町駅より徒歩9分	

2 整備方針

法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	待合機能（情報提供機能）の充実 <ul style="list-style-type: none"> 待合のためのスペースの確保 リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等） 情報公開・情報提供スペースの確保 人権啓発活動及びPR活動に配慮したスペースの確保（展示スペースの確保）（ビデオ等の貸出しの確保）
		相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 相談室の拡充（狭あいの解消等） プライバシーの確保（遮音性等の確保） ホットライン等の充実
		バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		駐車場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> 登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消 セキュリティーの確保
		各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> 閲覧スペースの拡充 情報端末等の設置 複写機等の充実
		閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 閲覧機能の拡充 情報端末等の設置 複写機等の充実
		会議・研修室の充実 <ul style="list-style-type: none"> 各種会議・研修に対応できるスペースの確保（各種研修対応スペースの確保）（人権に関する講演スペースの確保）
		書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> 保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 スペースの有効活用への配慮 保管機能の充実（空調設備等の設置）（防災安全性の確保）（保安安全性の確保）

3 冊籍の総ページ

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年 被災により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3.000以下 現存率60%以下 同左	3.500以下 現存率70%以下 同左	4.000以下 現存率80%以下 同左	4.500以下	5.000以下	6.000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90.0
	非木造									
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合のみ、新営の主な理由として取り上げる。	9.0
借用返還	立退要求がある場合 返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合	信用期間が切れ、即刻立退きが必要なもの			期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の 関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の 不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
衛生条件の 不良	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合のみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	10.0
加算点 (法務総合庁舎計画)										10
主要素									合計	119

4 冊業の処正注

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み		国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものに解消できる			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り					整備の見込みなし	1.1
		都市計画・土地利用計画等の整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接していない		1.0
		建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確	規模未定	1.0	
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
		単独行舎としての整備条件		単独行舎計画としての整備が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	1.0
構造	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
		機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 該当する項目 </div> 評点（各係数の積×100倍）								
									121

5 費用対効果

項目		現在価値 (50年間)
総費用 (C)	初期費用	建設費等
	維持修繕費	維持修繕費等
	総費用	
建物の新営による効果 (B0)	利用者の利便	行政サービスの向上等
	地域への寄与	地域住民の満足度向上
	安全の確保	施設機能維持効果等
	環境への配慮	地球温暖化対策等
	建物の新営による効果 (B0) (官庁営繕事業評価の効果項目から)	
官庁営繕事業評価の費用対効果 (B / C)		3.2

項目		現在価値 (50年間)
法務局としての加算効果 (B1)	来庁者対応機能の充実	待合機能の充実
	業務処理機能の充実	登記窓口, 閲覧機能の充実等
	法務局としての加算効果 (B1)	

項目	現在価値
建物の新営による効果 (B0)	151.5億円
法務局としての効果 (B1)	52.0億円
総効果 (B0 + B1)	203.5億円
総費用 (C)	47.4億円

費用対効果 (B / C)	4.3
---------------	-----

平成 19 年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 8 月

- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（富士法務総合庁舎新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1．課題・ニーズ 既存施設は、狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。</p> <p>2．目的・目標 新営の必要に迫られている検察庁支部及び法務局支局を法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <p>3．具体的内容 （1）事業場所 静岡県富士市中央町二丁目7番7号 （2）延床面積 3,747㎡ （3）入居庁 静岡地方検察庁富士支部 静岡地方法務局富士支局</p>
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。
評価の内容	<p>1．事業の緊急性に関する評点が100点以上であること 事業の緊急性：120点 ・既存庁舎は、統合受入れ計画があり狭あい。</p> <p>2．計画の妥当性に関する評点が100点以上であること 計画の妥当性：133点 ・現予定地での新営整備は、必要な駐車場も確保でき好立地条件。</p> <p>3．事業の効果（費用対効果（B/C））が1以上であること、または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果：3.4</p> <p>以上1～3より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

**富士法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
■	行政施設	■	医療施設
■	文化施設	■	商業施設
■	スポーツ施設	■	交通施設
■	学校施設	■	公園等
■	福祉施設	■	現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	静岡地方検察庁富士支部	岳南鉄道吉原本町駅より徒歩15分	
2	静岡地方法務局富士支局	岳南鉄道吉原本町駅より徒歩10分	
3			
4			

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保 バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実 駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部からの視線が届かない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加
		付随機能等の充実 ・各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等)
	防犯性の向上	被疑者専用経路，待合室等の充実，確保 ・被疑者専用経路の確保 ・被疑者専用待合室の確保

法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	待合機能（情報提供機能）の充実 ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		相談機能の充実 ・相談室の拡充（狭あいの解消等） ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		バリアフリー化 ・身体障害者，高齢者及び婦人，子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化（案内表示等のサイン計画の改善）
		駐車場の拡充 ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	登記窓口，事務室の充実 ・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消 ・セキュリティの確保
		各領域の明確な区分 ・閲覧スペースの拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		閲覧機能の充実 ・閲覧機能の拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		会議室の充実 ・各種会議，研修に対応できるスペースの確保
		書庫充実 ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 （空調設備等の設置）（防災安全性の確保） （保安安全性の確保）

3 冊業の現状

計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	備考	評価
老朽	木造		保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年 被災等により構造耐力が著 しく低下し、非常に危険な 状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象奈 件の極めて過酷な場所に ある場合、10点加算す る。	
	非木造		面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不 可能な場合にのみ、新嘗 の主な理由として取り上 げる。	100.0
狭あい	庁舎面積										
借用変換	立退要求があ る場合		借用期限が切れ、 即刻立退きが必要 なもの		期限付きの立退要 求のもの						
	返還すべき場合、 関係団体より借上 げの場合又は借料 が高額の場合				緊急に返還すべきもの						
分散	事務能率低 下、連絡困難				2か所以上に分散、相 互距離が1km以上(同 一敷地外)、業務上著し く支障があるもの	2か所以上に分散、相互 距離が300m以上(同一 敷地外)、業務上非常に 支障があるもの				同一敷地内に分散、業 務上支障があるもの	
都市計画 の関係	街路、公園及び区 画整理等都市計画 事業施行地		周囲が区画整理等施行 済みで当該施行区分だ けが残っているもの	区画整理等施行中 で早く立退かない と妨害となるもの		区画整理等が事業 決定済みであるもの (年度別決定済)				区画整理等が計画決定 済みであるもの	
	地域性上の不 適				都市計画的にみて、地 域性上著しい障害のあ るもの又は防火地区若 しくは準防火地区にあ る木造建築物で防火度50 点以下のもの	都市計画的にみて、地 域性上障害のあるもの の、又は防火地区若し くは準防火地区にある 木造建築物で防火度70点 以上のもの		防火度80点以下		都市計画的にみて、地 域性上障害のあるもの の、又は防火地区若し くは準防火地区にある 木造建築物で防火度100点 未満のもの	
立地条件 の不良	位置の不備				位置が不適當で業務上 非常な支障を来してい るもの又は公衆に非常 に不便を及ぼしている もの	位置が不適當で業務上 非常な支障を来してい るもの又は公衆に不便 を及ぼしているもの				位置が不適當で業務上 又は環境上好ましくな いもの	
	地盤の不備		地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 が困難なもの				地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 上好ましくないもの	
衛生条件 の不良	必要施設の不 備		施設が不備のため業務 の遂行が著しく困難な もの		施設が不備のため業務 の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務 の遂行に支障を来して いるもの				敷地等の関係で増築が不 可能な場合にのみ、新嘗 の主な理由として取り上 げる。	
施設の不 備	採光、換気不 良				法令による基準よりは るかに低いもの	法令による基準より相 当低いもの				新設新嘗の主理田として 取り上げない。	
法令等	法令等に基づ く整備		法令、閣議決定等に基 づく整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及 び機構統廃合等に適用す る。ただし、機構統廃合 による場合は主理由とし て取り上げない。	10.0
加算点(法務総合庁舎計画)											10
主要素										合計	120

4 計画の進捗

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用地取得の計画が、又はは民有地を長期間借用可能なもの				建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	周辺に道路・鉄道等が整備済み						整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない	1.0
敷地形状	敷地が有効に利用できる	敷地が有効に利用できる	敷地が有効に利用できる			敷地が有効に利用できる	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接していない		1.0
	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている			規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
建築物の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある					1.0
	敷地の規模		単独庁舎計画としての整備が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要		
構造	単独庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当					合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		標準的な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
機能性等									1.0
該当する項目									133
評点（各係数の積×100倍）									133

5 費用対効果

項目		現在価値 (50年間)
総費用 (C)	初期費用	建設費等
	維持修繕費	維持修繕費等
	総費用	
建物の新営による効果 (B0)	利用者の利便	行政サービスの向上等
	地域への寄与	地域住民の満足度向上
	安全の確保	施設機能維持効果等
	環境への配慮	地球温暖化対策等
	建物の新営による効果 (B0) (官庁営繕事業評価の効果項目から)	
官庁営繕事業評価の費用対効果 (B / C)		2.5

項目		現在価値 (50年間)
検察庁としての加算効果 (B1)	来庁者対応機能の充実	バリアフリー化
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置
	業務効率・適切な業務の遂行	調室, 保管機能の充実
	防犯性の向上	被疑者専用経路, 待合室等の充実, 確保
	検察庁としての加算効果 (B1)	
法務局としての加算効果 (B2)	業務処理機能の充実	登記窓口, 閲覧機能の充実等
	法務局としての加算効果 (B2)	

項目	現在価値
建物の新営による効果 (B0)	52.1億円
検察庁としての効果 (B1)	9.1億円
法務局としての効果 (B2)	10.6億円
総効果 (B0 + B1 + B2)	71.8億円
総費用 (C)	20.9億円

費用対効果 (B / C)	3.4
---------------	-----

平成19年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年8月

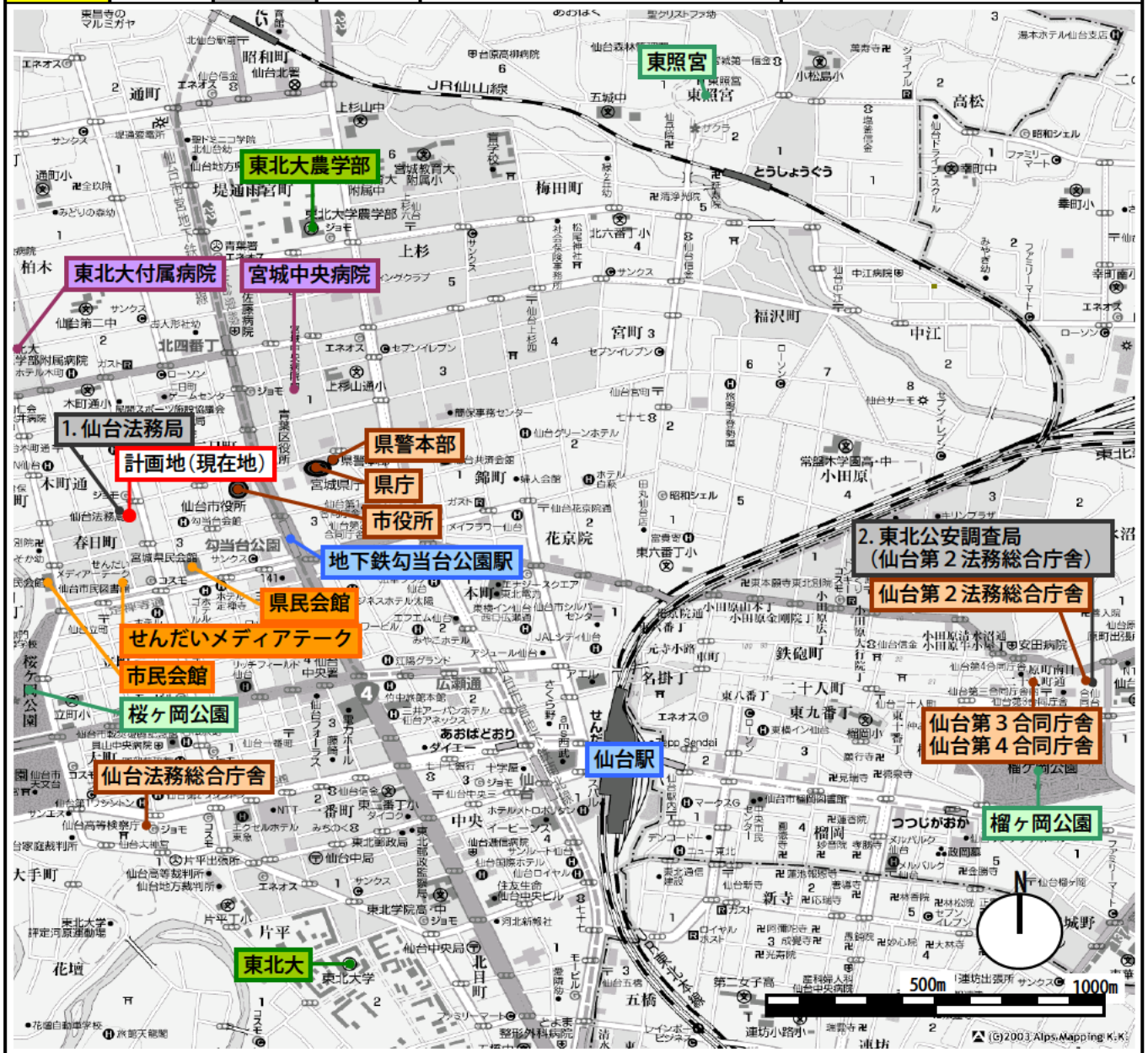
- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（仙台第3法務総合庁舎新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1. 課題・ニーズ 既存施設は、老朽・狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。</p> <p>2. 目的・目標 新営の必要に迫られている法務局及び公安調査局を法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <p>3. 具体的内容 (1) 事業場所 宮城県仙台市青葉区春日町7-25 (2) 延床面積 12,023㎡ (3) 入居庁 仙台法務局 東北公安調査局</p>
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。
評価の内容	<p>1. 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること 事業の緊急性：104点 ・既存庁舎は老朽、狭あいの上、統合受入れ計画あり。</p> <p>2. 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること 計画の妥当性：133点 ・現予定地での新営整備は、統合により必要な駐車場も確保でき好立地条件。</p> <p>3. 事業の効果（費用対効果（B/C））が1以上であること、または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果：3.0</p> <p>以上1～3より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

仙台第3法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
■	行政施設	■	医療施設
■	文化施設	■	商業施設
■	スポーツ施設	■	交通施設
■	学校施設	■	公園等
■	福祉施設	■	現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	仙台法務局	地下鉄勾当台公園駅より徒歩5分	
2	東北公安調査局	地下鉄榴ヶ岡駅より徒歩7分	
3			
4			

2 整備方針

法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	<p>待合機能（情報提供機能）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等） ・情報公開・情報提供スペースの確保 ・人権啓発活動及びPR活動に配慮したスペースの確保（展示スペースの確保）（ビデオ等の貸出しの確保）
		<p>相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の拡充（狭あいの解消等） ・プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・ホットライン等の充実
		<p>バリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		<p>駐車場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	<p>登記窓口・事務室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消 ・セキュリティーの確保
		<p>各領域の明確な区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		<p>閲覧機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		<p>会議・研修室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議・研修に対応できるスペースの確保（各種研修対応スペースの確保）（人権に関する講演スペースの確保）
		<p>書庫充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実（空調設備等の設置）(防災安全性の確保）（保安安全性の確保）

3 事業の親和性

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評価点
老朽	木造		保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年、被災により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	80.0
	非木造										
狭あい	庁舎面積		面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合として取り上げる。	4.0
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの			期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合							なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連結困難				2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備				位置が不適當で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの				位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が可能な近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの				施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	10.0
加算点(法務総合庁舎計画)											10
主要要素										104	
従要素											

4 冊業の処正注

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	1.1
		自然条件が災害防止・環境保全上良好	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	1.1
	災害防止・環境保全	周辺に道路・鉄道等が整備済み	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	1.1
		都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	1.1
規模	敷地形状	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に隣接している	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	1.0
		業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	1.0
	建築物の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	1.0
		規模未定	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	1.0
構造	単独庁舎としての整備条件	単独庁舎計画としての整備が適当	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	1.0
		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	1.0
	機能性等	標準的な構造として計画されている	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	1.0
		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	1.0
評点（各係数の積×100倍）									133

該当する項目

5 費用対効果

項目		現在価値（50年間）
総費用（C）	初期費用	建設費等
	維持修繕費	維持修繕費等
	総費用	
建物の新営による効果（B0）	利用者の利便	行政サービスの向上等
	地域への寄与	地域住民の満足度向上等
	安全の確保	施設機能維持効果等
	環境への配慮	地球温暖化対策等
	建物の新営による効果（B0） （官庁営繕事業評価の効果項目から）	
官庁営繕事業評価の費用対効果（B/C）		2.1

項目		現在価値（50年間）
法務局としての加算効果（B1）	業務処理機能の充実	登記窓口，閲覧機能の充実等
	法務局としての加算効果（B1）	

項目	現在価値
建物の新営による効果（B0）	143.7億円
法務局としての効果（B1）	62.8億円
総効果（B0+B1）	206.5億円
総費用（C）	69.1億円

費用対効果（B/C）	3.0
------------	-----

平成19年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年8月

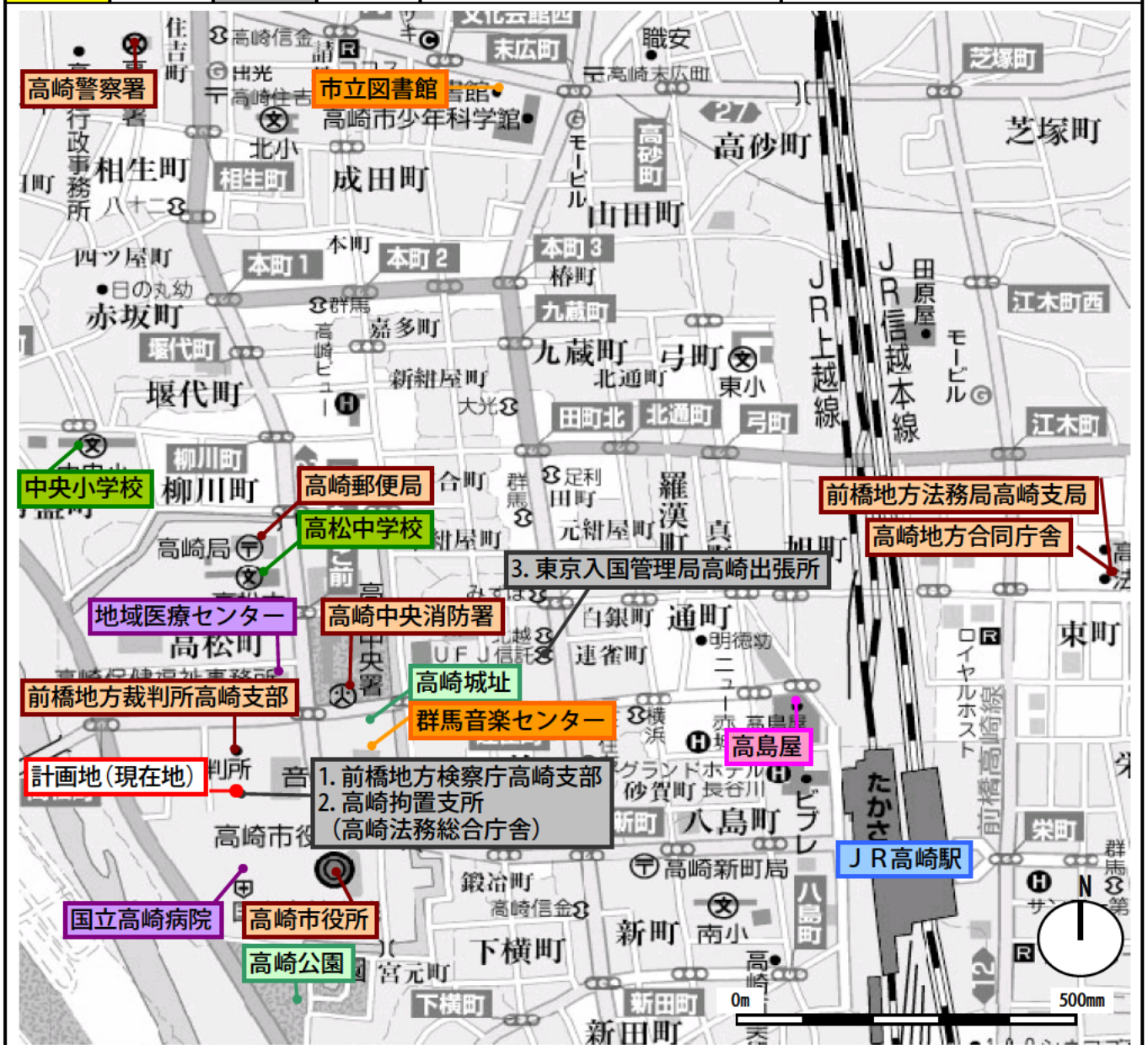
- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（高崎法務総合庁舎新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1. 課題・ニーズ 既存施設は、老朽・狭あいのため、行政事務及び収容業務の円滑な遂行に支障を来している。</p> <p>2. 目的・目標 新営の必要に迫られている法務局及び公安調査局を法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <p>3. 具体的内容 (1) 事業場所 群馬県高崎市高松町26番地5 (2) 延床面積 6,052㎡ (3) 入居庁 前橋地方検察庁高崎支部 高崎拘置支所 東京入国管理局高崎出張所 長野公安調査事務所桐生駐在官室</p>
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。
評価の内容	<p>1. 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること 事業の緊急性： 検察庁 119点 拘置支所 110点 ・既存庁舎は老朽、狭あい、高収容率で施設の運営に支障をきたしている。</p> <p>2. 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること 計画の妥当性： 検察庁 133点 拘置支所 100点 ・現予定地での新営整備は、必要な駐車場も確保でき好立地条件。</p> <p>3. 事業の効果（費用対効果（B/C））が1以上であること、または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果： 2.7</p> <p>以上1～3より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

**高崎法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	ｽｰｯ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	前橋地方検察庁高崎支部	J R 高崎駅より徒歩 15 分	
2	高崎拘置支所	同上	
3	東京入国管理局高崎出張所	J R 高崎駅より徒歩 10 分	
4	長野公安調査事務所桐生駐在官室	上毛電鉄天王宿駅より徒歩 10 分	

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保
		バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実
		駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部からの視線が届かない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加
		付随機能等の充実 ・各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等)
	防犯性の向上	被疑者専用経路，待合室等の充実，確保 ・被疑者専用経路の確保 ・被疑者専用待合室の確保

入居官署	高崎拘置支所（高崎法務総合庁舎）	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 （明るくソフトな施設計画） （地域の人々にとって親しみやすい施設） （肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画）
		安全性の確保 ・人権・プライバシーの確保（盗撮防止等） ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実
	円滑な業務の遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	被収容者の 処遇・生活環境の 改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の 向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の 小さな施設 づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷 低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 （建物配置・建物形態・使用材料・設備システム）
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 <small>（ライフサイクルコスト：施設の建設・維持管理・改修・取り壊しに必要な総費用）</small> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
長く使える 施設づくり	施設の長寿命化・ 柔軟性の向上	施設の長寿命化・柔軟性の向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保） （増築・改修の自由度の向上）

3 事業の緊急性（検察庁）

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評価点
老朽	木造 非木造	保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,500以下 同左	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	100.0	
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.65以下	0.60以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新嘗の主な理由として取り上げる。	9.0	
借用返還	立退要求がある場合 返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合	借田期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの	緊急に返還すべきもの		なるべく速やかに返還すべきもの				
分散	事務能率低下、連絡困難				2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。		
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地 地域性上の不適		周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)		区画整理等が計画決定済みであるもの			
立地条件の不良	位置の不備 地盤の不備				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの			
施設の不備	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	位置が不適當で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの			
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの		法令による基準より低いもの	法令による基準より相対的に低いもの	法令による基準以下であるもの	新設新嘗の主理由として取り上げない。			
法令等	法令等に基づく整備								国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。		
加算点（法務総合庁舎計画）										10	
主要素										119.0	
従要素											

4 事業の妥当性 (検察庁)

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み		国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までの用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	災害防止・環境保全	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり					整備の見込みなし	1.1
	アクセスの確保	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できない形状ではない	安全・円滑に出入できない構造の道路等に隣接していない		1.0
	建築物の規模		業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件			単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	1.0
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件			合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
該当する項目									133
評点 (各係数の積×100倍)									

5 事業の緊急性・優先性（拘置支所）

施設名		高崎拘置支所（高崎法務総合庁舎）									
建替の場合											
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点	
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	100	
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	10	
施設の不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要					
		法令等適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要					
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 主要素 従要素 </div>										110	
合計										110	

6 計画の進捗性 (拘置支所)

施設名		高崎拘置支所 (高崎法務総合庁舎)										100
目的	施設名	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評価点			
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者(車椅子等)に配慮した計画 安全性の確保 ・火からの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの悪影響行為への配慮	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	人権・プライバシーの確保(俯瞰防止など)、保安管理(理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮)のうち、3点とも充たす計画である	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	人権・プライバシーの確保(俯瞰防止など)、保安管理(理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮)のうち、2点も充たす計画である	周辺環境に調和する景観計画が行われているが十分ではない	人権・プライバシーの確保(俯瞰防止など)、保安管理(理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮)のうち、1点も充たさない計画である	1.0			
業務の効率化 (処遇改善)	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0					
	円滑な業務の遂行	調査・面接調査室等の機能改善 ・調査・面接調査室等の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0						
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室(単独室・共同室)の機能改善 ・居室・単独室・共同室)の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0						
	職員の仕事環境の向上	機能改善	職員数に応じて十分な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0						
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり (環境負荷低減型施設)	ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を考慮した設計が行われていない	自然エネルギー(通風・採光)活用・雨水の再利用(リ・ラ)システム、節水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている	自然エネルギー(通風・採光)活用・雨水の再利用(リ・ラ)システム、節水性舗装等のうち、1つについても配慮されていない	1.0					
	長く使える施設づくり	施設負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料(木材・石材)やリサイクル材料が積極的に利用されている	自然材料(木材・石材)やリサイクル材料がほとんど利用されていない	将来への機能改善等への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画	1.0					

評価点 (各係数の積 × 100倍)

7 費用対効果

項目		現在価値 (50年間)
総費用 (C)	初期費用	建設費等
	維持修繕費	維持修繕費等
	総費用	
建物の新営による効果 (B0)	利用者の利便	行政サービスの向上等
	地域への寄与	地域住民の満足度向上
	安全の確保	施設機能維持効果等
	環境への配慮	地球温暖化対策等
	建物の新営による効果 (B0) (官庁営繕事業評価の効果項目から)	
官庁営繕事業評価の費用対効果 (B / C)		1.7

項目		現在価値 (50年間)
検察庁としての加算効果 (B1)	来庁者対応機能の充実	バリアフリー化
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置
	業務効率・適切な業務の遂行	調室, 保管機能の充実
	防犯性の向上	被疑者専用経路, 待合室等の充実, 確保
	検察庁としての加算効果 (B1)	
拘置支所としての加算効果 (B2)	業務効率・適切な業務の遂行	調室, 面接調査室等の機能改善等
	過剰収容への対応	収容室の確保
	拘置支所としての加算効果 (B2)	

項目	現在価値
建物の新営による効果 (B0)	64.8 億円
検察庁としての効果 (B1)	23.5 億円
拘置支所としての効果 (B2)	13.4 億円
総効果 (B0 + B1 + B2)	101.7 億円
総費用 (C)	38.0 億円

費用対効果 (B / C)	2.7
---------------	-----

平成 19 年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 8 月

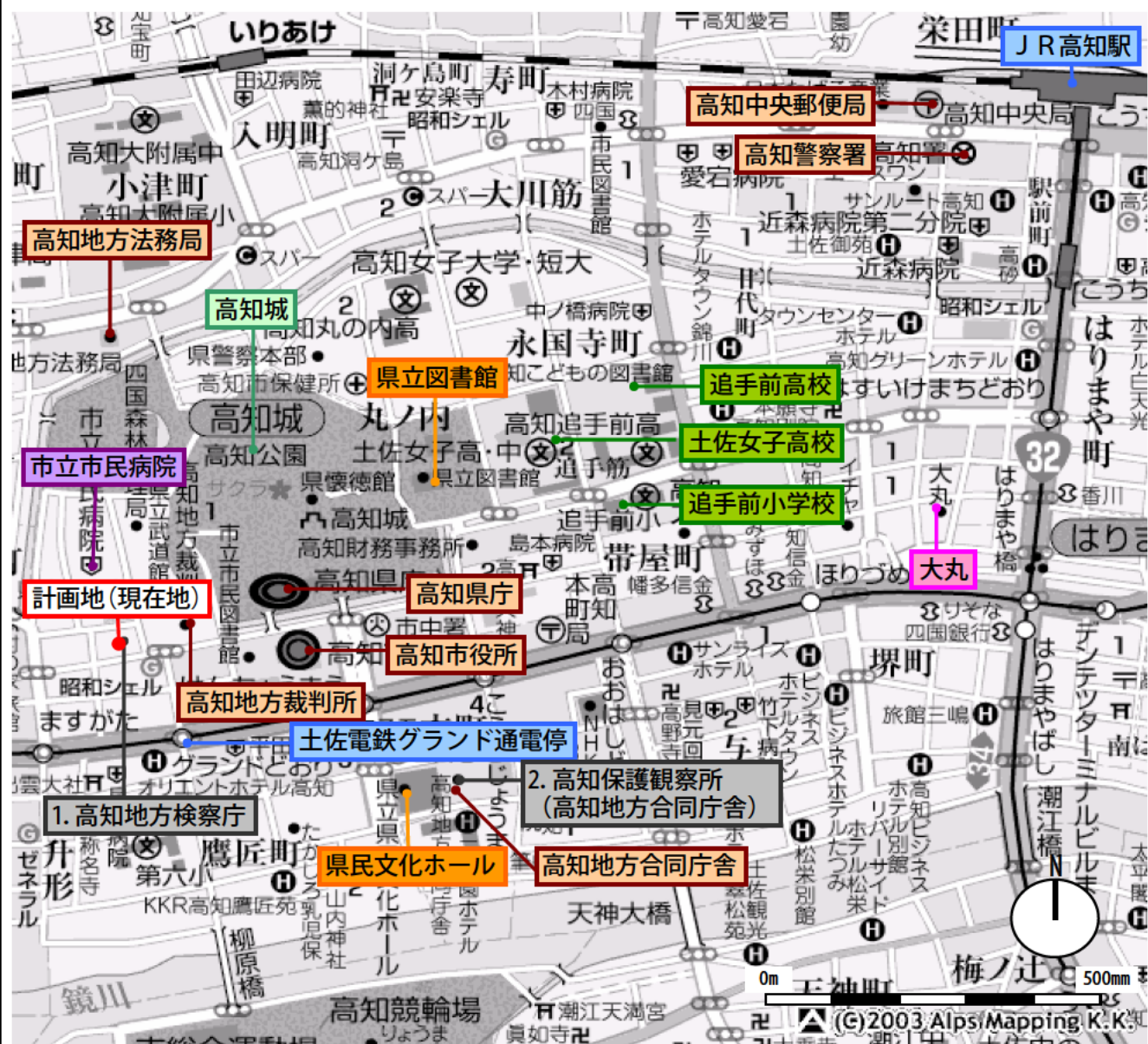
- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（高知法務総合庁舎新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1．課題・ニーズ 既存施設は、老朽・狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。</p> <p>2．目的・目標 新営の必要に迫られている検察庁、保護観察所及び入国管理局出張所を法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <p>3．具体的内容 (1) 事業場所 高知県高知市丸の内一丁目4番1号 (2) 延床面積 8,200㎡ (3) 入居庁 高知地方検察庁 高知保護観察所 高松入国管理局高知港出張所</p>
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。
評価の内容	<p>1．事業の緊急性に関する評点が100点以上であること 事業の緊急性：109点 ・既存庁舎は老朽，狭あいである。</p> <p>2．計画の妥当性に関する評点が100点以上であること 計画の妥当性：133点 ・現予定地での新営整備は，必要な駐車場も確保でき好立地条件。</p> <p>3．事業の効果（費用対効果（B/C））が1以上であること，または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果：3.3</p> <p>以上1～3より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

高知法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	ｽｰｯ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	高知地方検察庁	土佐電鉄グランド通電停より徒歩3分	
2	高知保護観察所	土佐電鉄県庁前電停より徒歩3分	
3	高松入国管理局高知港出張所	土佐電鉄棧橋通5丁目電停より徒歩2分	
4			

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース、情報公開窓口の拡充 ・ 情報提供スペースの充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
		相談機能の充実 ・ 被害者支援相談室を充実 ・ プライバシーの配慮 ・ ホットライン等の充実
		バリアフリー化 ・ 身障者・高齢者及び婦人、子供のための機能の充実
		駐車場の拡充 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・ 専用出入口の設置 ・ 性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 被害者支援相談室の設置 ・ 被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・ 調室の狭あいの解消 ・ 調室の増加 ・ 捜査資料等検討スペースの確保
		付随機能等の充実 ・ 各待合室、控室の充実(通訳人控室等) ・ 調室補助機能の充実 ・ 警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・ 係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保
		窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・ 証拠品受入検討室の充実
		研修機能の充実 ・ 専用会議室の充実 ・ 研修室・講師控室の充実
		保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫、資料室のスペースの拡充 ・ 証拠品庫、記録保管庫、資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等) ・ 証拠品受入検討室の設置 ・ 証拠品閲覧・還付室の設置
防犯性の向上		被疑者専用経路、待合室等の充実、確保 ・ 被疑者専用経路の確保 ・ 被疑者専用待合室の確保

3 事業の緊急性

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評価点
老朽	木造 非木造		保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	9.0
狭あい	庁舎面積		面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	90.0
借用変換	立退要求がある場合 返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難				2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地 地域性上の不適		周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済みであるもの		区画整理等が計画決定済みであるもの		
立地条件の不良	位置の不備 地盤の不備				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
施設の不備	必要施設の不備				位置が不適當で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの		
衛生条件の不良	採光、換気不良				地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	敷地等の関係で増築が可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの		法令による基準より低いもの		法令による基準より相対的に低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。 国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点										10	
主要素										109.0	
従要素											

4 計画の妥当性

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点	
位置	用地取得の見込み	取得済み	自然条件が災害防止・環境保全上良好	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1	
			災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる					1.1
			アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込みなし	
規模	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.1	
			敷地形状	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できない形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない		1.0	
			建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	規模業務内容との関連が不明確		規模未定		1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0	
			単独行舎としての整備条件	単独行舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	1.0	
			合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない		1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 該当する項目 </div>									133	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 該当する項目 </div>									評点 (各係数の積×100倍)	

5 費用対効果

項目		現在価値（50年間）
総費用（C）	初期費用	建設費等
	維持修繕費	維持修繕費等
	総費用	
建物の新営による効果（B0）	利用者の利便	行政サービスの向上等
	地域への寄与	地域住民の満足度向上
	安全の確保	施設機能維持効果等
	環境への配慮	地球温暖化対策等
	建物の新営による効果（B0） （官庁営繕事業評価の効果項目から）	
官庁営繕事業評価の費用対効果（B/C）		2.2

項目		現在価値（50年間）
検察庁としての加算効果（B1）	来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置等
	業務効率・適切な業務の遂行	調室，保管機能の充実等
	防犯性の向上	被疑者専用経路，待合室等の充実，確保
	検察庁としての加算効果（B1）	

項目	現在価値
建物の新営による効果（B0）	117.2億円
検察庁としての効果（B1）	56.4億円
総効果（B0+B1）	173.6億円
総費用（C）	53.0億円

費用対効果（B/C）	3.3
------------	-----

平成 19 年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 8 月

- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（熊谷拘置支所新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>本施設は、昭和 34 年に建築されたコンクリートブロック造の施設である。築後 48 年が経過し、経年による老朽、狭あいが著しいため、警察からの移管要請に応じきれない状況にある。</p> <p>2. 目的・目標</p> <p>老朽、狭あいを解消するとともに、現行法令に適合した施設に改築することにより、国民の安全の確保、治安の維持に寄与する。</p> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 事業場所 埼玉県熊谷市箱田 1 - 1 6 - 1</p> <p>(2) 延べ面積 3, 2 5 9 m²</p>
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。
評価の内容	<p>1 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性： 109 点 ・既存施設は、老朽、狭あいで施設の運営に支障を来している。</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性： 100 点 ・周辺環境との調和に配慮する計画としている。</p> <p>3 費用対効果に関する評点が 1 以上であること 費用対効果： 2.1</p> <p>以上 1, 2, 3 より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

熊谷拘置支所新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設			関係機関との関係		
行政施設	医療施設	[裁判所]	[検察庁]		
文化施設	商業施設	施設名：さいたま地方裁判所 熊谷支部	施設名：さいたま地方検察庁 熊谷支部		
スポーツ施設	交通施設	車：3分	車：3分		
学校施設	公園等	直線距離：0.6km	直線距離：0.6km		
福祉施設	現状施設	移動回数：台/年	移動回数：台/年		



[出典：2005 ALPS Mapping Co. Ltd]

計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2 整備方針

施設名	熊谷拘置支所	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 （明るくソフトな施設計画） （地域の人々にとって親しみやすい施設） （肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画）
		安全性の確保 ・人権・プライバシーの確保（盗撮防止等） ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実
	円滑な業務の遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 （建物配置・建物形態・使用材料・設備システム）
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設・維持管理・改修・取り壊しに必要な総費用） ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
長く使える施設づくり	施設の長寿命化・柔軟性の向上	施設の長寿命化・柔軟性の向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保） （増築・改修の自由度の向上）

3 事業の緊急性・優先性

施設名		熊谷拘置支所										評点
建替の場合												
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点		
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	9		
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左						
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	100		
施設の不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要						
			都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要						
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合											
										合計	109	

主要素
 従要素

4 計画の進捗

施設名		熊谷拘置支所									
目的	方 針	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	評点	
地域との調和	<p>景観への配慮 ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画</p> <p>安全性の確保 ・風かんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの悪影響行為への配慮</p>	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理（理体制の確保）、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理（理体制の確保）、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、2点も充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理（理体制の確保）、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理（理体制の確保）、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たす計画である	1.0	
業務の効率化（処遇改善）	<p>面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実</p>	収容人数に応じて、十分な量と質が確保されている	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0		1.0		
円滑な業務の遂行	<p>調査・面接調査室等の機能改善 ・調査・面接調査室等の充実</p>	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0		1.0		
被収容者の処遇・生活環境の改善	<p>居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室・単独室・共同室の充実 ・採光・通風等の良好な環境</p>	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0		1.0		
職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じて、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない	全く確保されていない	1.0		1.0		
環境負荷の小さな施設づくり	<p>環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）</p>	<p>建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている</p> <p>自然エネルギー（通風・採光）活用・雨水の再利用 ・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	<p>建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている</p> <p>自然エネルギー（通風・採光）活用・雨水の再利用 ・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	<p>建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている</p> <p>自然エネルギー（通風・採光）活用・雨水の再利用 ・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	<p>建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われていない</p> <p>自然エネルギー（通風・採光）活用・雨水の再利用 ・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	<p>建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われていない</p> <p>自然エネルギー（通風・採光）活用・雨水の再利用 ・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	<p>建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われていない</p> <p>自然エネルギー（通風・採光）活用・雨水の再利用 ・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	<p>建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われていない</p> <p>自然エネルギー（通風・採光）活用・雨水の再利用 ・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	<p>建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われていない</p> <p>自然エネルギー（通風・採光）活用・雨水の再利用 ・省エネ・省資源 ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用</p>	1.0	
長く使える施設づくり	<p>施設負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用</p>	<p>将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている</p>	<p>特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に適切に対応できる計画となっている</p>	<p>将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている</p>	<p>将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている</p>	<p>将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている</p>	<p>将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている</p>	<p>将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている</p>	<p>将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている</p>	<p>将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている</p>	1.0
<p>100 評点（各係数の積×100倍）</p>											

5 費用対効果

効果 (B)	
	総効果 (現在価値)
<p>安全性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震安全性, 防火・防災安全性, 保安安全性の向上 <p>業務効率・処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な業務の遂行 ・ 執務環境の向上による処遇改善 <p>建物価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の長寿命化 ・ ライフサイクルコストの削減 <p>環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LCC02の削減 <p>過剰収容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容室の確保 <p>地域への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済効果 	4 5 億円
費用 (C)	
	総費用 (現在価値)
<p>初期費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費等 <p>維持修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持修繕費等 	2 1 億円
費用対効果 (B / C)	2.1

平成 19 年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 8 月

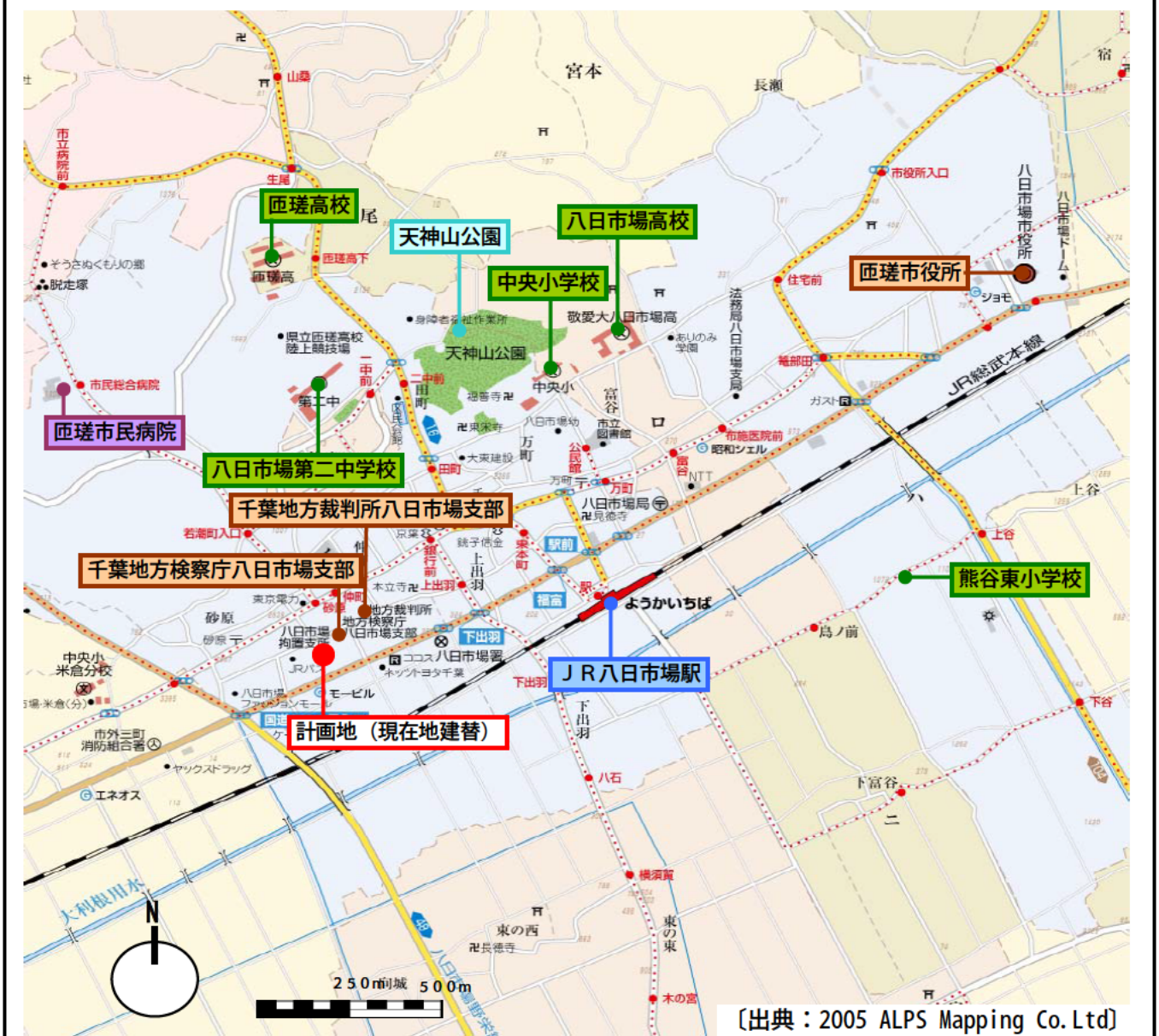
- 14 - (2)

評価対象	施設の整備（八日市場拘置支所新営工事）
所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1. 課題・ニーズ 本施設は、昭和 34 年に建築されたコンクリートブロック造の施設である。築後 48 年が経過し、経年による老朽、狭あいが著しいため、警察からの移管要請に応じきれない状況にある。</p> <p>2. 目的・目標 老朽、狭あいを解消するとともに、現行法令に適合した施設に改築することにより、国民の安全の確保、治安の維持に寄与する。</p> <p>3. 具体的内容 (1) 事業場所 千葉県匝瑳市八日市場イ 5 1 3 (2) 延べ面積 3,028㎡</p>
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。
評価の内容	<p>1 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること 事業の緊急性： 110 点 ・既存施設は、老朽、狭あいで施設の運営に支障を来している。</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること 計画の妥当性： 100 点 ・周辺環境との調和に配慮する計画としている。</p> <p>3 費用対効果に関する評点が 1 以上であること 費用対効果： 1.6</p> <p>以上 1, 2, 3 より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
備考	

八 日 市 場 拘 置 支 所 新 営 工 事
事 業 評 価 資 料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設			関係機関との関係		
行政施設	医療施設	[裁判所]	[検察庁]		
文化施設	商業施設	施設名：千葉地方裁判所 八日市場支部	施設名：千葉地方検察庁 八日市場支部		
スポーツ施設	交通施設	車：2分	車：1分		
学校施設	公園等	直線距離：0.3 km	直線距離：0.1 km		
福祉施設	現状施設	移動回数：台/年	移動回数：台/年		



計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2 整備方針

施設名	八日市場拘置支所	
目的	方 針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 （明るくソフトな施設計画） （地域の人々にとって親しみやすい施設） （肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画）
		安全性の確保 ・人権・プライバシーの確保（盗撮防止等） ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の 充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実
	円滑な業務の 遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	被収容者の 処遇・生活環境の 改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の 向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の 小さな施設 づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷 低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 （建物配置・建物形態・使用材料・設備システム）
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設・維持管理・改修・取り壊しに必要な総費用） ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
長く使える 施設づくり	施設の長寿命化・ 柔軟性の向上	施設の長寿命化・柔軟性の向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保） （増築・改修の自由度の向上）

3 事業の緊急性・優先性

施設名		八日市場拘置支所										評点
建替の場合												
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点		
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	10		
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左						
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	100		
施設の不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要						
	法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要						
										合計	110	

主要素
 従要素

4 計画の進捗

施設名		八日市場拘置支所									
目的	方 針	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評価点		
地域との調和	<ul style="list-style-type: none"> 景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画 安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・火かんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの悪意行為への配慮 	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	0.5	1.0		
業務の効率化 (処遇改善)	<ul style="list-style-type: none"> 面会待合室・面会室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・面会室・待合室の充実 調査・面接調査室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・面接調査室等の充実 居室(単独室・共同室)の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・居室・単独室・共同室)の充実 ・採光・通風等の良好な環境 職員の仕事環境の向上 	取容人数に対して、十分な量と質が確保されている	取容人数に対して、十分な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	全く確保されていない	1.0		
環境負荷の小さな施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい施設づくり(環境負荷低減型施設) 省エネ・省資源 <ul style="list-style-type: none"> ・真夏の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用 環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用 	取容人数に対して、十分な量と質が確保されている	取容人数に対して、十分な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	取容人数に応じて適度な量と質が確保されている	全く確保されていない	1.0		
長く使える施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化・柔軟性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造材の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応 	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に適切に対応できる計画となっている	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している。または、将来の機能改善に適切に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	全く確保されていない	1.0		
評価点 (各係数の積 × 100倍)									100		

5 費用対効果

効果 (B)	
	総効果 (現在価値)
<p>安全性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震安全性, 防火・防災安全性, 保安安全性の向上 <p>業務効率・処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な業務の遂行 ・ 執務環境の向上による処遇改善 <p>建物価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の長寿命化 ・ ライフサイクルコストの削減 <p>環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LCC02の削減 <p>過剰収容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容室の確保 <p>地域への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済効果 	30億円
費用 (C)	
	総費用 (現在価値)
<p>初期費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費等 <p>維持修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持修繕費等 	19億円
費用対効果 (B / C)	1.6

平成19年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成19年6月

- 3 - (1)

評価対象	法務に関する調査研究 (飲酒(アルコール)の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究)
所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式
事業等の内容	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>平成15年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の中で、「矯正処遇の強化」及び「更生保護制度の充実強化」が掲げられるなど、政府の方針として、受刑者及び保護観察対象者の問題性に即したきめ細かな処遇が望まれるところであり、取り分け更生保護に関しては平成18年6月の「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書において、特に問題飲酒を例に挙げて保護観察対象者の問題性に即した処遇プログラムの開発・実施の必要性が指摘されている。飲酒(アルコール)については、更生を阻む要因の一つとして指摘できるのみならず、最近の社会の耳目を集めた飲酒に起因する危険運転のほか、飲酒時の殺人、放火、傷害、暴行、問題飲酒による生活の崩れによって引き起こされる詐欺、窃盗等を見ても、犯罪と関連する大きな要因の一つとして考えられている(例えば、平成17年12月末現在の保護観察の類型認定状況を見ても、問題飲酒者は仮釈放者及び保護観察付き執行猶予者の全体の約8%を占め、覚せい剤事犯者、無職等の者に次いで多い。)</p> <p>そのため、飲酒(アルコール)の問題を有する犯罪者の再犯防止を期するには、その実態を的確にとらえた上、問題性に即して、実証的な調査・研究に基づく効果的な処遇を講ずることが喫緊の課題である。</p> <p>2. 目的・目標</p> <p>飲酒(アルコール)の問題を有する犯罪者の実態及びその処遇について調査・分析することにより、その再犯防止と効果的な処遇を実施するのに必要な基礎資料を提供することを目的とする。</p> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 飲酒(アルコール)の問題を有する受刑者及び保護観察対象者の実態と属性を調査することと併せ、本人に対するアンケート調査等を実施し、飲酒及び犯罪等に関する意識を調査する。</p> <p>(2) 飲酒(アルコール)に関して実施されている刑事施設での一般改善指導及び保護観察所の類型別処遇の実情を調査する。</p> <p>(3) 飲酒(アルコール)に関して実施されている更生保護施設等の民間団体での処遇の実情を調査する。</p> <p>(4) 国内の医療・福祉関係者、大学教授などの専門家を招へいし、現在の飲酒(アルコール)の問題に関する研究会を開催する。</p> <p>(5) オーストラリア、イギリス等、物質乱用について先進的な施策を講じている海外諸国を対象とし、その処遇制度等について文献等により情報を収集する。特に、オーストラリアはアルコールを含む薬物乱用対策として2004年から新たな全国薬物戦略</p>

が展開され、連邦保健省のもと各種施策が実施されており、その運用及び実情を把握するためには、公刊物等による情報収集に加えて、現地に赴いて調査を行う必要がある。

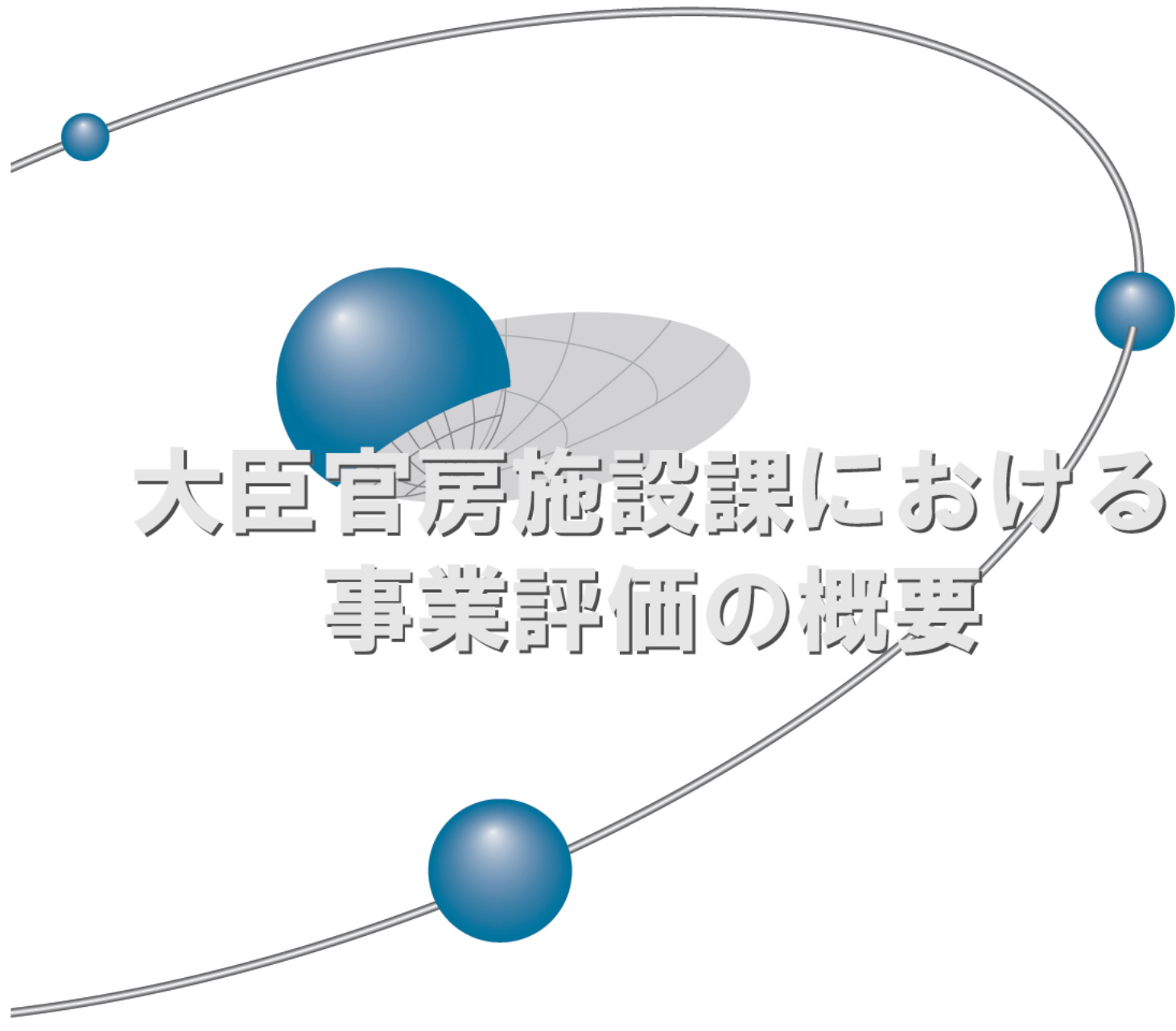
評価手法等

外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員 8 名、法務省の他部局員 5 名の計 13 名により構成)における評価
(評価結果の概要は法務総合研究所ホームページに掲載
<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>)

評価の内容

- 【必要性】 飲酒(アルコール)の問題を有する犯罪者に対しては、その再犯防止のために、対象者の問題性に即した、きめ細かな処遇が必要である。効果的かつ効率的な処遇について検討するためには、まず現状についての客観的な基礎資料が必要不可欠であるところ、飲酒(アルコール)の問題を有する者の犯罪一般及び処遇に焦点を当てた先行研究はない。そこで、現在行われている刑事施設、保護観察所等における処遇とその実情等について詳細に調査し、現状についての客観的な基礎資料を得て、本研究を行う必要がある。
- 【効率性】 飲酒(アルコール)の問題を有する犯罪者の再犯防止のための効果的な施策立案の基礎となる資料を提供するための調査分析には、犯罪の捜査・裁判・矯正・更生保護といった一連の刑事手続を横断的に研究する必要性が高いところ、本研究は、捜査・公判の実務経験のある検察官をはじめとして、刑務官、少年院教官、少年鑑別所心理技官、保護観察官として飲酒(アルコール)に関連した犯罪者を処遇した実務経験を持つ研究官で構成するチームにより行うものであり、さらに、外国での先行研究と比較対照をしており、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。
- 【有効性】 本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の刑事政策における効果的な再犯防止策の在り方を検討する上で、出発点ともなる有用な資料となることが期待され、研究の有効性が認められる。
- 【評価】 本研究については、上記のとおり、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められる上、先行研究が行われていない本研究により得られると見込まれる成果は、飲酒(アルコール)の問題を有する犯罪者の実態を明らかにし、その再犯防止策を検討する上で貴重な基礎資料となり得るので、早期に行うべき研究課題といえる。

備 考



大臣官房施設課における 事業評価の概要

法務省大臣官房施設課

目 次

1. 政策評価とは	1
2. 法務省における政策評価	2
3. 法務省大臣官房施設課における政策評価	3
4. 事業評価システムの流れ	4
5. 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6. 事業評価（事前評価）システムの概要	
(1) 官署施設	6
(2) 収容施設	12
参考資料	
・費用対効果算出方法	18

1. 政策評価とは (政策評価に関する標準的 ガイドラインから) 平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメント・サイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

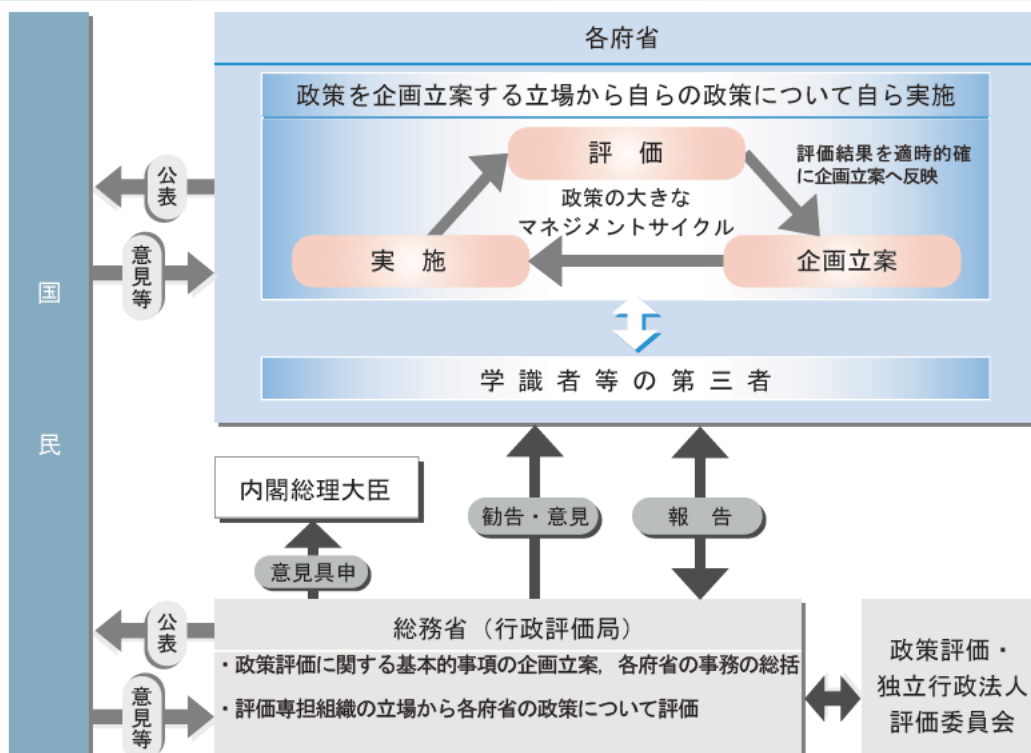
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2. 法務省における政策評価 (法務省政策評価に関する基本計画)

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映される仕組みを構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。

3つの評価方式

「総合評価」

特定の課題を設定した上で、多角的な視点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼として実施するものです。

「実績評価」

行政の幅広い分野を対象として、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼として実施するものです。

「事業評価」

行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼として実施するものです。

政策
(狭義)

施策

事務
個別
事業

政策の体系 (政策評価の対象)

評価の主要な観点

「必要性」

当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当かなど

「効率性」

投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるかなど

「有効性」

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られる見込みがあるか

「公平性」

当該政策の目的に照らして、効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか

「優先性」

上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

国民へのフィードバック

評価結果などの公表

法務省へのフィードバック

評価結果の政策への反映

3. 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課の事業評価の概要

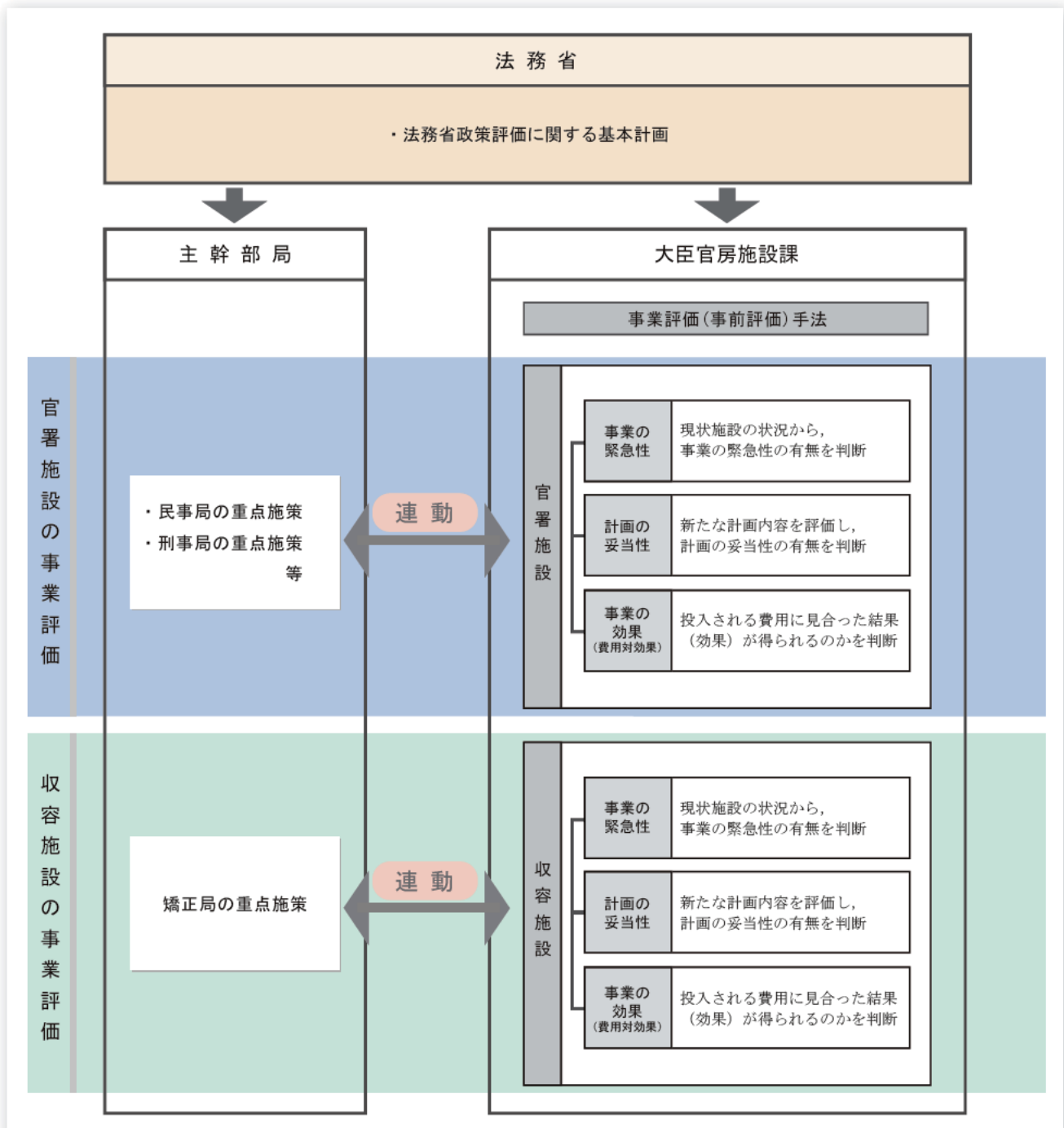
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の管轄する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の大きく2つの事業評価を構築しています。
（官署施設とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、保護観察所、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

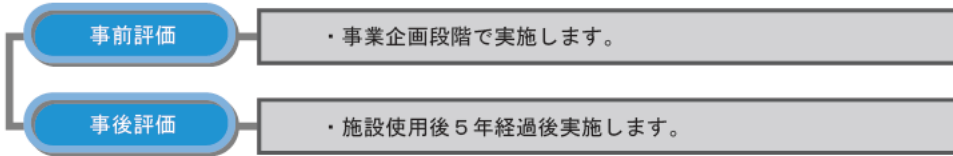
大臣官房施設課の事業評価では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した政策評価を確立しています。



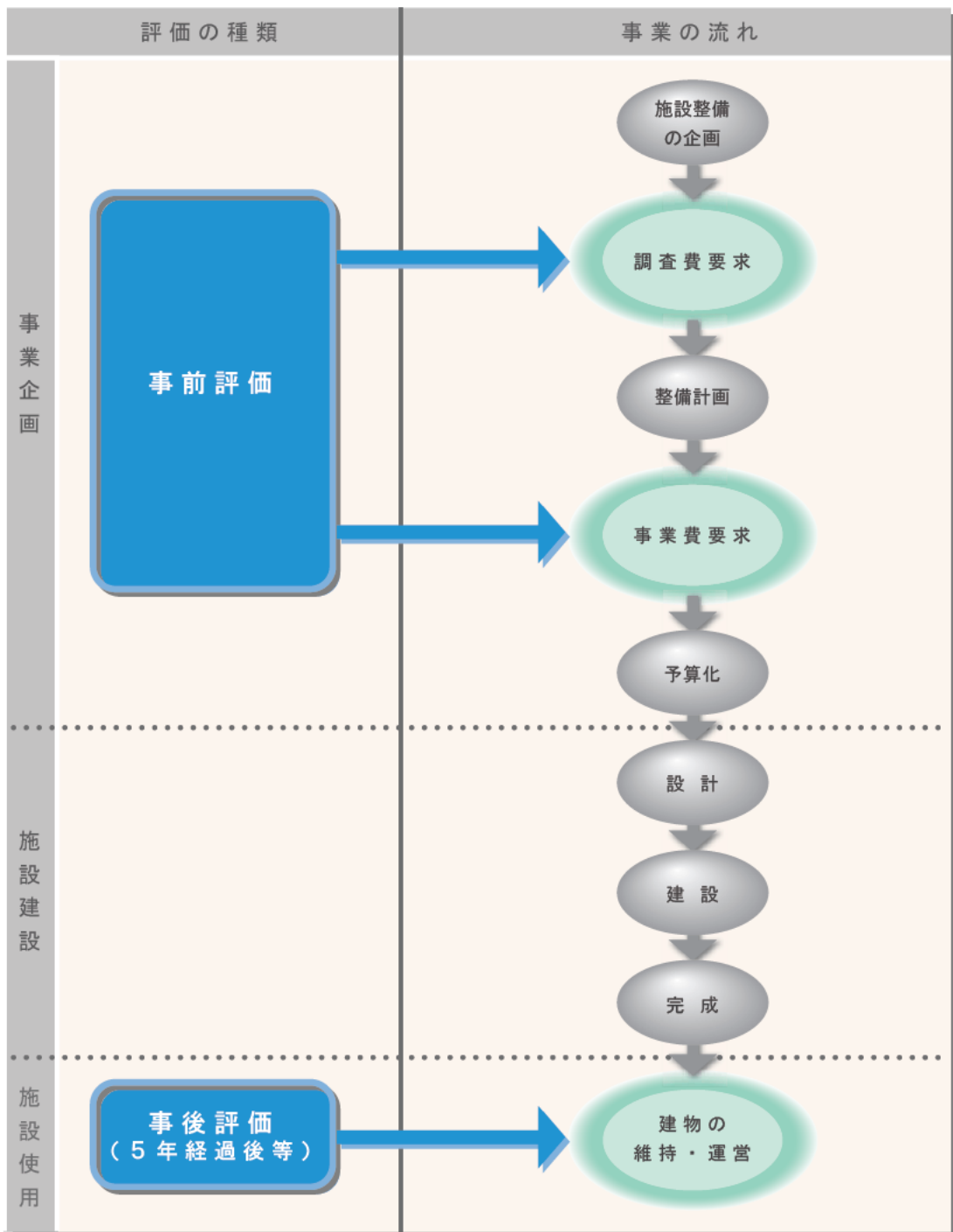
4. 事業評価システムの流れ

事前と事後の大きく2つの評価の実施

大臣官房施設課では、大きく以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置付け

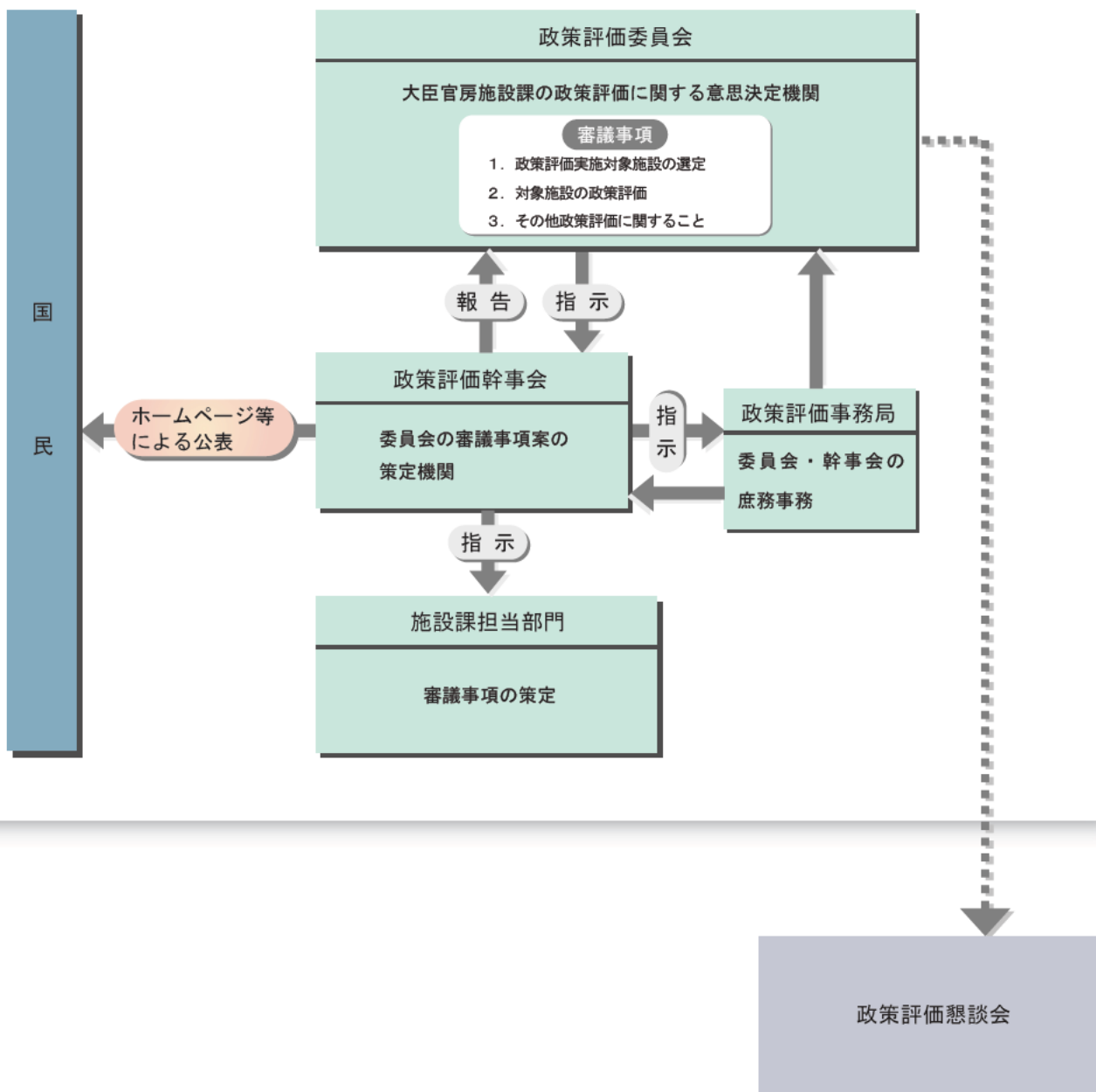


5. 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価（事業評価）を迅速かつ適正に実施していくため、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価（事業評価）体制図



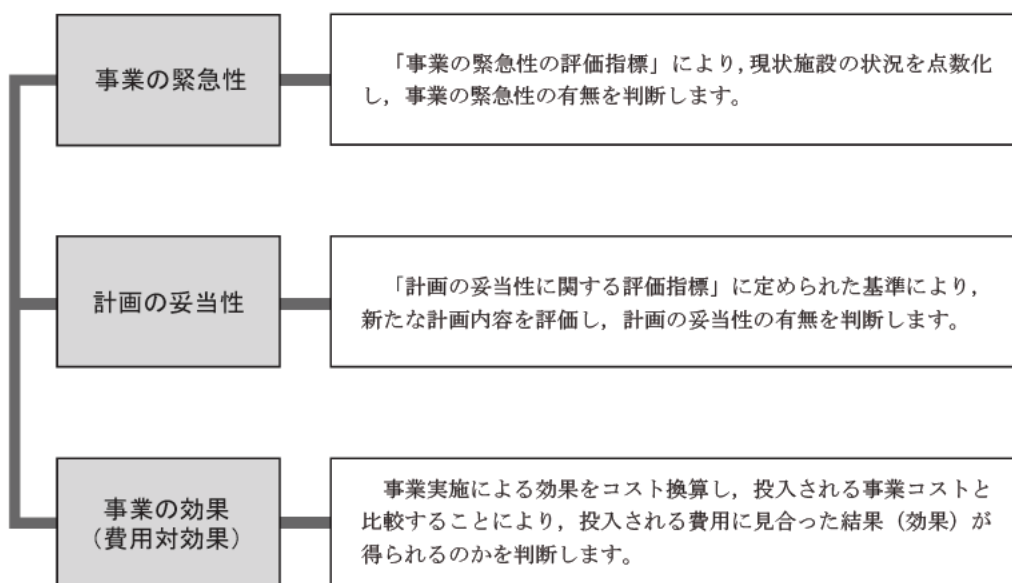
6. 事業評価(事前評価)システムの概要

(1) 官署施設

官署施設の事業評価(事前評価)システム

官署施設の事業評価(事前評価)は、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」、「事業の効果(費用対効果)」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性

○ 目的

現状施設の状況から、事業の緊急性の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 入居官署を建替等の場合と新規施設の場合に分け、以下に示す評価指標を用いて官署ごとの評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性の評点とします。
- ④ ただし、法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア整備計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、それぞれ10点を加算します。

事業の緊急性に関する評点が基準レベル(100点)を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明	保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。
	現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。
	面積率——現状施設の延床面積(m ²)/新営施設の延床面積(m ²)

○ 事業の緊急性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		評価基準				
		100	90	80	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	5,000以下	6,000以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左		
狭あい	庁舎面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.75以下	0.80以下
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退きが必要なもの		なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		同一敷地内に分散業務上支障があるもの
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの			区画整理等が計画決定済であるもの
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	80点以下	都市計画的に見て、地域性上好ましくないもの又は防災地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適當で業務上非常な支障を来している又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				

● 新規施設の場合

評価軸		評価基準				
		100	90	80	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

計画の妥当性

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。
- ③ 施設計画の妥当性がある基準の100点以上を計画の妥当性の判断基準とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

○ 計画の妥当性の評価軸と基準

評価軸		評価基準		
		1. 1	1. 0	0. 5
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支援がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り	整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画との整合	都市計画と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している	
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建物の規模に応じ適切な規模となっている	
構造	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎計画としての整備が適当	合同庁舎計画として整備が必要
		合同庁舎の場合		合同庁舎としての整備条件が適当
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている、又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	標準的な構造が確保できないおそれがある、又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

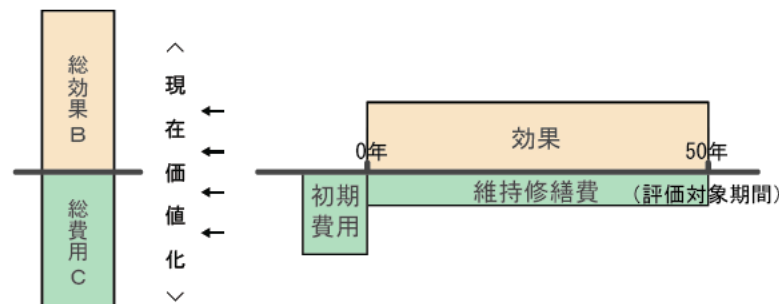
投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法の考え方

事業にかかる費用を上回る効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

費用対効果（B/C）		=	$\frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$
総費用	初期費用	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・企画・設計関係費 	
	維持修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費・保全費・水道光熱費 	
総効果	利用者の利便	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地利用の改善 （立地の改善）（規模の改善） ・行政サービスの向上 （執務能率の向上）（来庁者の利便性の向上） 	
	地域への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の満足度の向上 ・地域経済効果 	
	安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・長期的耐用性 	
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設機能維持効果 ・防災安全性の向上 	
	施設改善による各官署（検察庁・法務局）の行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○検察庁の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者対応機能の充実 ・被害者への配慮 ・業務効率・適切な業務の遂行 ○法務局の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者対応機能の充実 ・業務処理機能の充実 	
・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。			

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えたものを効果のある事業とします。

○各効果項目の考え方

効果項目			効果の分類		考え方
			業務上の効果	利用者及び関係者の効果	
利用者の 利便	敷地利用の 改善	立地の改善		利便性の 向上	立地場所の変化による最寄駅からのアクセスの短縮化を効果とします。
		規模の改善		利便性の 向上	現状施設から新営施設の駐車スペースの増減を効果とします。
	行政サービスの 向上	執務能率の 向上	円滑な業務 の遂行	利便性の 向上	施設の新営に伴う狭あい解消、情報化への対応等による執務能率の向上を効果とします。
		来庁者の 利便性の 向上	円滑な業務 の遂行	時間短縮	施設の新営に伴う来庁者の利便性（待ち時間短縮等）を効果とします。
地域への 寄与	地域住民の満足度の向上			満足度の 向上	施設整備により敷地及び建物の景観の向上を効果とします。
	地域経済効果			賑わいの 創出	当該施設への来庁者による周辺への各種経済的向上を効果とします。
安全の 確保	施設機能維持効果		LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営した施設でのライフサイクルコストの差を効果とします。
	防災安全性の向上		耐震、防災 安全性の 向上	耐震、防災 安全性の 向上	新営施設が持つ耐震性、防災安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
環境への 配慮	地球温暖化対策		LCC02の 削減	LCC02の 削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO ₂ の排出量の低減を効果とします。
	長期的耐用性		長期間の 使用が 可能	経済性の 向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって経済的効果を出すものです。



検察庁が入居する場合

施設改善による検察庁の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
検察庁の「事業の効果」の項目とします。

	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
検察庁としての加算効果項目	来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会的合意の形成 職員の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> 検察業務への理解 国民の満足度の向上
		バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全性の向上 利用者の利便性の向上
	被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置	<ul style="list-style-type: none"> 被害者支援相談員制度の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者の保護 人権への配慮
		カウンセリング室の設置	<ul style="list-style-type: none"> 事件の協力への貢献 適切・迅速な事件処理 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の安心感の向上 人権への配慮
	業務効率・適切な業務の遂行	調室の充実	<ul style="list-style-type: none"> 適切・迅速な事件処理 円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> 社会秩序の維持 事件の早期解決
		関係機関との打合せスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> 適切・迅速な事件処理 警察官等捜査関係者の利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 事件の早期解決
		保管機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> 記録や証拠品等を適切・安全に保管 検察行政に対する信頼性の向上 プライバシーの配慮
	防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> 防犯性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーの保護
	位置の改善	立地場所の改善	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性向上

法務局が入居する場合

施設改善による法務局の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
法務局の「事業の効果」の項目とします。

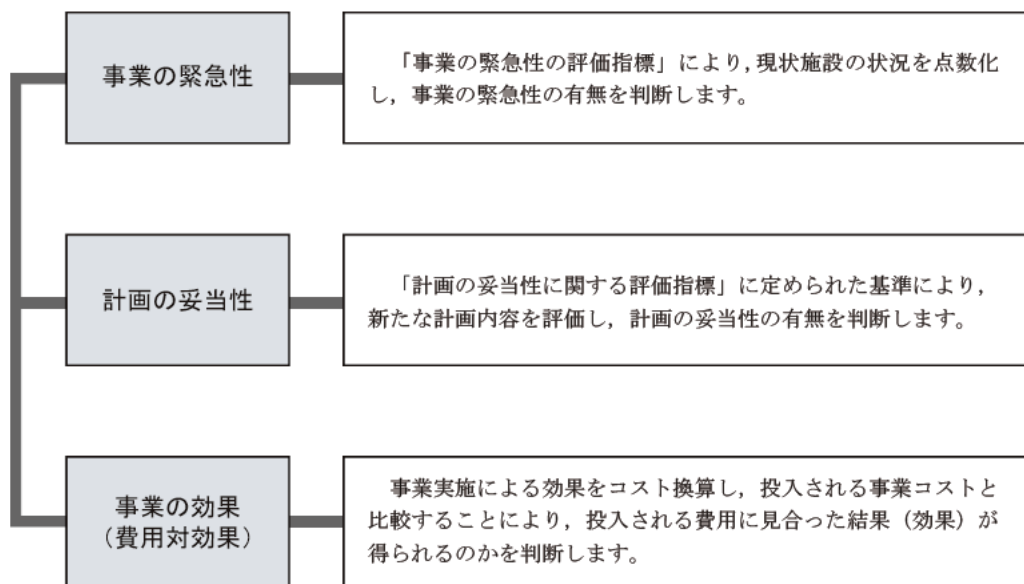
	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
法務局としての加算効果項目	来庁者対応機能の充実	待合機能(情報提供スペース)の充実	<ul style="list-style-type: none"> 法務行政への理解の促進 アカウントビリティの向上 人権啓発の推進 職員の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> 登記制度、戸籍・国籍制度、人権問題の正しい理解 人権啓発効果の向上
		相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人権問題への対応の充実・向上 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の満足度の向上 利用者の利便性の向上
		バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性の向上 利用者の安全性の向上
	業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実	<ul style="list-style-type: none"> 適正・迅速な業務の遂行 円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の待ち時間の短縮 利用者の利便性の向上
閲覧機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> 適正・迅速な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性の向上 	
書庫の充実		<ul style="list-style-type: none"> データの安全管理の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の財産権の保護への寄与 社会基盤の維持 	

(2) 収容施設

収容施設の事業評価（事前評価）システム

収容施設の事業評価（事前評価）は、被収容者等を収容するという施設の特性を考慮し、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性

○ 基本的な考え方

現状施設の状況から、事業の緊急性の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 対象施設を建替施設の場合と新規施設の場合に分け、以下に示すそれぞれの評価指標を用いて評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素（評点が最も高い計画理由等）と従要素（その他の計画理由）に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性の評点とします。
- ④ 施設運営上非常に問題があり、建替の必要がある基準の100点を、事業の緊急性の判断基準とします。

事業の緊急性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明

保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。
現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。
建設時点を100とします。
面積率——現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

○ 事業の緊急性の評価軸と基準

●建替の場合

評価軸		評価基準			
		100	90	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	5,000以下	5,500以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左		
狭あい	施設面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.75以下	0.80以下
収容能力	過剰収容	収容定員より3割以上多く収容している	収容定員より2割以上多く収容している		
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替が必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		

●新規施設の場合

評価軸		評価基準			
		100	90	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの			
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合業務の遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合、業務上好ましくないなもの

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 計画の妥当性に関する評価軸と基準

評価軸			評価基準	
			1. 1	1. 0
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている
		安全性の確保		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である
	地域の相談窓口の充実	相談窓口の設置	相談窓口が設置されている	
		地域の人々が気軽に利用しやすい配置		外来鑑別機能の存在を示す見やすい看板・案内の設置等、地域の人々が利用しやすい配慮がなされている
		地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実		情報機器による相談対応が可能なよう機器設置スペース、または教育機関に対する研修が行える研修室等が確保されている
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職業訓練の充実	職業訓練機能の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	教育環境の充実	教育内容・教育方法の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮	建物配置、建物形、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている
		環境負荷の少ない材料の選択	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

評価基準	
0.7	0.5
周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	
	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たさない計画である
全く確保されていない	
全く確保されていない	
1つの職業訓練しか出来ない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない	

対象施設ごとの評価項目		
刑務所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 職業訓練の充実 社会復帰体制の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
拘留所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
少年院	地域との調和	周辺環境との調和 地域の相談窓口の充実
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 教育環境の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
少年鑑別所	地域との調和	周辺環境との調和 地域の相談窓口の充実
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり （環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法

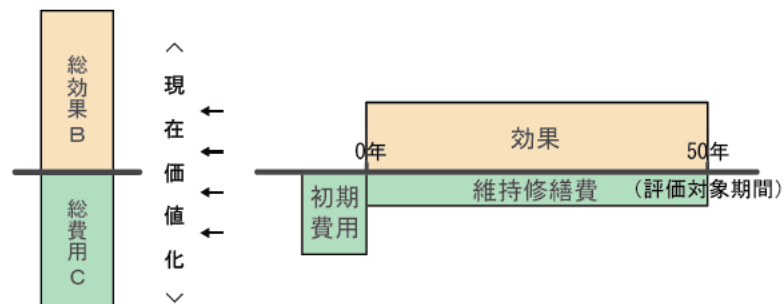
事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

$$\text{費用対効果 (B/C)} = \frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$$

総費用	初期費用	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・企画・設計関係費
	維持修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費 ・保全費 ・維持管理費
総効果	安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震安全性の向上 ・防災安全性の向上 ・保安安全性の向上
	業務効率・処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務の遂行 ・執務環境の向上による処遇改善
	建物価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減
	過剰収容	<ul style="list-style-type: none"> ・収容室の拡充
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・LCC02の削減
	立地条件の改善 (移転の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間・距離の短縮

・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えるものを効果のある事業とします。

○ 各効果項目の考え方

効果項目	効果	効果の分類		
		業務上の効果	利用者及び関係者の効果	考え方
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性) の向上	保安警備の充実	安心感の向上	新営施設が持つ耐震性, 防火・防災性, 保安安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の遂行	円滑な業務の遂行	処遇の改善 (人権への配慮)	施設の新営に伴う面会室, 調室の充実による利用機会・利用時間の向上を効果とします。
	執務環境の向上による処遇改善	執務環境の向上	処遇の改善	施設の新営に伴う狭あい解消, 情報化への対応等による執務能率の向上と被収容者の処遇の改善を効果とします。
建物価値の向上	建物の長寿命化	長期間の使用が可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって, 経済効果を出すものです。
	ライフサイクルコストの削減	LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営でのライフサイクルコストの差を効果とします。
過剰収容への対応	収容室の拡充	過剰収容への対応	処遇の改善 (人権の配慮)	新営施設の収容室を適性に確保することによる過剰収容への対応を効果とします。
環境への配慮	LCCO2の削減	LCCO2の削減	LCCO2の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
地域への寄与	施設の開放利用		福祉の向上	新営施設の一部を地域住民に開放することによる地域福祉の向上を効果とします。
	災害時の緊急避難場所として利用		安心感の向上	新営施設の一部を災害時の緊急避難場所として開放することによる地域の安心感の向上を効果とします。
	地域経済効果		地域経済の向上	食糧・衣類・原材料等を地域から購入することによる地域経済の向上を効果とします。
位置の改善	時間・距離の短縮	円滑な業務の遂行		立地場所の変化による関係機関へのアクセスの短縮化を効果とします。

(参考資料) 費用対効果算出方法

官署施設費用対効果算出方法


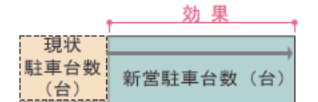
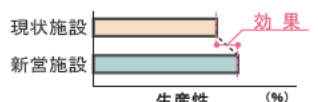
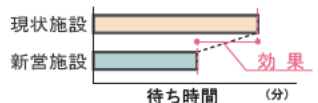

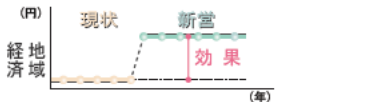
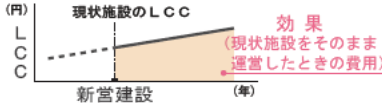
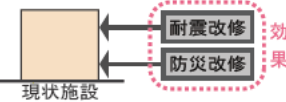
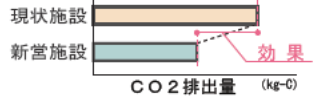

○総費用の算出方法

凡例  毎年費用が発生する項目

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画, 現地調査, 設計, 環境管理(アセスメント), 効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし, 積み上げが困難な場合は, 建設費の5%とする。
維持 修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕, 各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用(点検及び保守, 運転・監視, 清掃等)を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気, ガス, 水道, 油等に要する費用を実績値等により算出する。

○検察庁・法務局共通の効果項目の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

項目			(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
利用者の 利便	敷地利用 の改善	立地の改善	$(\text{現状施設までの距離} - \text{新営施設までの距離}) \div 80\text{m/分} \times \text{年間来庁者数} \times \text{時間短縮費用}(40\text{円/分})$	
		規模の改善	$(\text{新営施設駐車台数} - \text{現状施設駐車台数}) \times 8\text{時間} \times \text{周辺駐車料金} \times 240\text{日} \times \text{稼働率}0.5$	
	行政サービスの 向上	執務能率 の向上	$\text{職員平均年収}(6,000\text{千円/年}) \times \text{生産性向上率} \times \text{職員計画人員}$	
		来庁者の 利便性の向上	$\text{滞在短縮時間} \times \text{年間来庁者数} \times \text{時間短縮費用}(40\text{円/分})$	
地域への 寄与	地域住民の満足度 の向上	$(\text{新営建設費} - \text{現状再建設費} \times \text{現状施設現存率}/100) \times \text{評価係数}0.7$		
	地域経済効果	$(\text{新営施設経済効果額} - \text{旧庁舎経済効果額}) \times \text{年間来庁者数}$		
安全の 確保	施設機能維持効果	現状施設の修繕費 + 増築想定庁舎の修繕費		
	防災安全性の向上	$(\text{耐震改修単価}(56.6\text{千円/m}^2) + \text{防災改修単価}(18.4\text{千円/m}^2)) \times \text{現状施設延床面積}$		
環境への 配慮	地球温暖化対策	$(\text{現状施設CO}_2\text{排出量} - \text{新営施設CO}_2\text{排出量}) (\text{kg-C}) \times \text{原単位}(1640\text{円/kg-C})$		
	長期的耐用性	$\text{新営施設の建設費}(\text{円}) \times \text{残存率}(\%)$ ※残存率 = $\frac{\text{耐用年数} - \text{評価対象期間}}{\text{評価対象期間}}$		

○検察庁の加算効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 ■ 現状施設 ■ 新宮施設

項目	(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実 $(\text{新宮待合室面積} - \text{現状待合室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	バリアフリー化(高齢者・障害者)への対応 $\text{バリアフリー化対策費単価} (6,400\text{円/㎡})$ $\times \text{新宮延床面積} (\text{㎡})$	
被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置 $(\text{新宮被害者支援相談室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	カウンセリング室の設置 $(\text{新宮カウンセリング室面積} - \text{現状カウンセリング室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
業務効率・適切な業務の遂行	調室の充実 $\text{調室の増加数} (\text{室}) \times \text{配置人員} (2\text{人/室})$ $\times \text{労働時間} (2,000\text{時/年}) \times \text{労働コスト} (3,200\text{円/時})$	
	関係機関との打合せ室の確保 $(\text{新宮打合せ室床面積} - \text{現状打合せ室床面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	保管機能の充実 $(\text{新宮保管機能面積} - \text{現状保管機能面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺倉庫相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保 $(\text{新宮被疑者専用控室の床面積} (\text{坪}) \times 1.5)$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
位置の改善	$\text{裁判所との移動短縮時間} (\text{分}) \times \text{機会費用} (500\text{円/分})$ $\times \text{年間移動回数} (\text{台/年})$	


○法務局の加算効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 ■ 現状施設 ■ 新宮施設

項目	(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	待合機能(情報提供スペース)の充実 $(\text{新宮待合室面積} - \text{現状待合室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	相談機能の充実 $(\text{新宮相談室面積} - \text{現状相談室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応 $\text{バリアフリー化対策費単価} (6,400\text{円/㎡})$ $\times \text{新宮延床面積} (\text{㎡})$	
業務効率・適切な業務の遂行	登記窓口・事務室の充実 $(\text{登記事務室の増加床面積} (\text{㎡}) \div \text{基準面積} (\text{㎡/人}))$ $\times \text{労働時間} (2,000\text{時/年}) \times \text{労働コスト} (3,200\text{円/時})$	
	閲覧機能の充実 $(\text{新宮閲覧スペース面積} - \text{現状閲覧スペース面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	書庫の充実 $(\text{新宮書庫} - \text{現状書庫}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺倉庫相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	


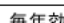
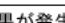
収容施設費用対効果算出方法


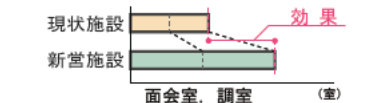
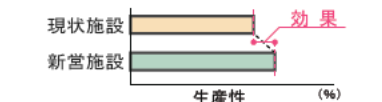
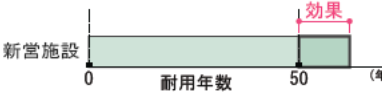
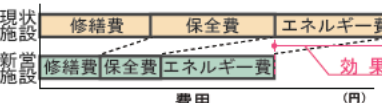
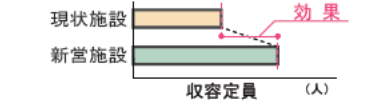
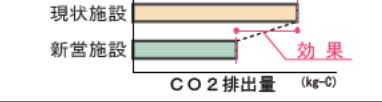
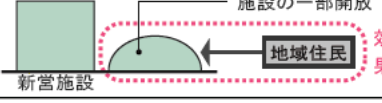
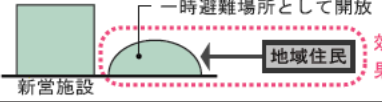
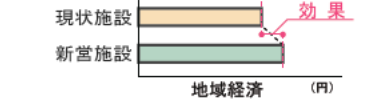

○総費用の算出方法

凡例  毎年費用が発生する項目

項目	(各年の費用の) 算出方法	
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画, 現地調査, 設計, 環境管理(アセスメント), 効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし, 積み上げが困難な場合は, 建設費の5%とする。
維持 修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕, 各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用(点検及び保守, 運転・監視, 清掃等)を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気, ガス, 水道, 油等に要する費用を実績値等により算出する。

○総効果の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

効果項目	効果	(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性)の向上	(耐震対策費(56.6千円/㎡) + 防災対策費(18.4千円/㎡) + 保安警備対策費(15.6千円/㎡)) × 新営施設の延床面積(㎡)	
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の 遂行	(面会室の利用時間の増加 + 調室の利用増加時間) × 機会費用(3千円/年)	
	執務環境の向上 による処遇改善	職員の平均年収(6,300千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
建物価値の 向上	建物の長寿命化	新営施設の建設費 × 残存率	
	ライフサイクルコストの 削減	現状施設のLCC - 新営施設のLCC	
過剰収容への 対応	収容室の拡充	必要面積(㎡) × 建設単価(円/㎡)	
環境への 配慮	LCCO2の削減	(現状施設CO2排出量 - 新営施設CO2排出量)(kg-C) × 原単位(1,640円/kg-C)	
地域への 寄与	施設の開放利用	年間利用者数(人/年) × 1人当りの利用時間(分) × 機会費用(10円/分・人)	
	災害時の緊急 避難場所として 利用	避難場所の収容定員(人) × 1人当りの被害軽減額(28.3千円/人)	
	地域経済効果	(新営収容定員 - 現状収容定員)(人) × 被害者1人当りの地域からの購入費(円)	
位置の 改善	時間・距離の 短縮	移動短縮時間数 × 機会費用単価(500円/分)	



FACILITIES DIVISION MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代) FAX:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>